

目 次

令和3年9月15日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	4 5
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	4 5
（総務建設常任委員会）	4 5
（教育民生常任委員会）	4 8
委員長報告に対する質疑	5 0
（総務建設常任委員会）	5 0
（教育民生常任委員会）	5 1
一般質問	5 1
6 番（岡本経治君）	5 1
2 番（鈴木美香君）	5 9
休憩（午前10時44分）	6 8
再開（午前10時55分）	6 9
5 番（岡野能之君）	6 9
4 番（三木俊明君）	7 7
休憩（午前11時52分）	8 7
再開（午後1時00分）	8 8
7 番（濱野良一君）	8 8
休憩（午後1時03分）	8 8
再開（午後1時03分）	8 9
7 番（濱野良一君）	8 9
8 番（福本耕太君）	9 9
休憩（午後1時42分）	1 0 1
再開（午後1時45分）	1 0 2
8 番（福本耕太君）	1 0 2
休憩（午後2時19分）	1 1 4
再開（午後2時30分）	1 1 5
1 番（茂木邦夫君）	1 1 5
討論、採決	1 3 0
（議案第1号～議案第11号、請願第1号）	
閉会中の継続調査申出	1 3 8

閉会（午後 3 時 2 8 分）

1 3 9

令和3年9月15日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和3年9月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月15日（水曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第3号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第5号 土庄町過疎地域持続的発展計画について
- 第 7 議案第6号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第7号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第 9 議案第8号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の失効に伴う経過措置を定める条例
- 第10 議案第9号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 財産の処分について
- 第13 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、本議場は換気システムが作動しておりますが、約 1 時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

先ほど、議会広報特別委員長、茂木邦夫君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案についての各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡野能之君。

○総務建設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算、条例関係等議案及び請願について、9 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課より議案第 1 号の所管部分について、総務事務費 99 万 5 千円は、町営住宅入居者の家賃滞納による明け渡しに際し、法執行による退去に関する手続き及び訴訟行為の弁護士委託料であると説明がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎内の光触媒による抗菌・

抗ウイルスコーティング及び庁舎窓口カウンター等への飛沫感染防止パネルの設置費用として 573 万 4 千円が計上されました。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ臨交金を充当するとのことでした。

土庄町庁舎建設事業の減額 121 万 7 千円は、庁舎移転業務の引っ越しに係る委託料の精査によるものと説明がありました。

そのほか、消防費では、大部分団本部積載車購入に対する助成金や黒岩地区の消火栓設置工事における負担金等が計上されました。

続いて、議案第 6 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、デジタル庁発足により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたため、条例の一部を改正するものと説明がありました。

次に企画課より、議案第 1 号の所管部分について、移住交流推進事業の 61 万 6 千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、島ぐらし体験の家にウイルス除菌空気清浄機を設置するもの、また豊島シャトルバス運行事業においても、新型コロナウイルス感染症対策として、バス運行中に傷病者等が発生した際の防護衣等の配備及びバス 2 台に光触媒処理を行うため 24 万 6 千円を増額補正すると説明がありました。

歳入においては、特定財源を除いた一般財源所要額 4496 万円を繰越金で調整したと説明がありました。

次に、議案第 5 号 土庄町過疎地域持続的発展計画については、新たに制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により、引き続き過疎地域の持続的発展のために総合的かつ計画的な対策を実施するため本計画を定めるものと説明がありました。

次に、税務課より、議案第 7 号については、令和 3 年 4 月 1 日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく課税免除の根拠となる条例を制定しようとするものである。

また、議案第 8 号については、同措置法施行により旧措置法の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効となったことに伴い、旧措置法に基づく課税免除の根拠について、経過措置を講ずるため条例を制定しようとするものであると説明がありました。

次に、建設課より、議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費は、町道 5 路線の修繕に 276 万 1 千円及び 6 路線の道路改良工事に 967 万 7 千円を増額補正するものと説明がありました。

また、都市計画費において、大谷ポンプ場施工により発生した地盤変動に伴う補償費を計上したとのことでした。

また、公共土木施設災害復旧事業 128 万 7 千円は 6 カ所の堆積物除去及び倒

木撤去を行うものと説明がありました。

次に、議案第 11 号については、王子前分譲地の売却に伴い財産を処分しようとするものです。

委員から、過去の災害発生箇所等のデータを蓄積し、今後の台風等の対応に備えてほしいと意見がありました。

次に、農林水産課より、議案第 1 号の所管部分について説明がありました。

ため池ハザードマップ支援事業 236 万 5 千円は、ため池ハザードマップを作成している池に、防災情報の看板設置をするもので、14 カ所に設置するとのことです。

また、林道整備事業 412 万 5 千円は、県が、大木戸川砂防ダム建設工事の工事用道路として使用することになった鹿島海水浴場から続く林道のうち、林道整備ができていない部分について、協議の結果、道路用地が公共用地となるのであれば、県が本設施工してくれることになったため、用地測量、分筆に係る費用等を増額補正するものであると説明がありました。

次に、漁港建設費 1527 万 9 千円については、現在、唐櫃漁港のビジターボートの係留場所が防波堤であり、海面との高低差が大きく、乗り降りが危険なため、改善が必要と考えていたところ、香川県から直島で使用していた浮棧橋の譲渡の話があり、漁業者の荷物の積み降ろしの労力軽減ならびにビジターボートの乗下船の安全性・利便性を考え、香川県から浮棧橋を譲り受け、設置しようとしているものであると説明がありました。

委員から、浮棧橋の設置は地元からの要望はあったのかという質問があり、地元からの要望ではなく、町が危険性を危惧しており、町の管理上の提案であるとの回答がありました。

また、地元と協議して使用方法等の変更は可能かという問いに対して、漁業組合等から要望があり、団体として利用するのであれば検討したいとの答えがありました。

次に、商工観光課より、議案第 1 号の所管部分について、新型コロナウイルス感染症対応プレミアム付商品券事業、1 億 7195 万 5 千円を増額補正すると説明がありました。財源は、販売代金 1 億 2900 万円とコロナ臨交金 4295 万 5 千円を充当し、一般財源を使わず事業を行うと説明がありました。

また、新たにアウトドアに特化した地域おこし協力隊の採用に、210 万 8 千円を増額補正するとのことです。

委員より、観光とアウトドアをどのような計画で進めていくのかとの質問があり、小団体をターゲットに小豆島の自然を使ったアウトドアコンテンツを作り、誘客を図りたいと回答がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から議案第 1 号の農林水産

課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会として、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第 1 号について、審査の結果を申し上げます。

請願第 1 号は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟香川県本部会長 太田展生氏からの提出で、「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

土庄町議会会議規則の規程により紹介議員であります福本耕太議員、鈴木美香議員に出席いただき、内容の説明を求め、各委員より質疑を行いました。

委員からは、犠牲者や遺族の人数や、当事者から、補償や賠償を求める具体的な動きがあるのかといった質問があり、人数については、請願団体に確認する必要があるが、補償や賠償をめぐる動きについては、これまで団体が 48 回にわたり国に請願書を出していると回答がありました。

また、賠償するにしても、犠牲者や関係者を探し出す手立てはどう考えているのかという問いに対し、当時の資料が残っているので全員ではないにしても、正確に分かる人もいると思うと回答がありました。

質疑後、討論を行い、反対意見としては、「国家による賠償という国政に関する話であり、国に何回も請願が出ているが審議や回答がされていない中で、地方議会が判断する範疇を越えていると思う」という意見がありました。また、賛成意見としては、「一人ひとりが問題意識を持ち、反省、補償について治安維持法から第 1 歩を進めることが大事だ。悪い歴史を検証して、反省しないと歴史は必ず繰り返すという観点からも、地方議会から意見書を出してほしい」との意見がありましたが、採決の結果、賛成少数により委員会として不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例議案について、9 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告いたします。

まず、教育総務課より、議案第 1 号の所管部分について、教育振興事業 76 万 5 千円は、土庄中学校の修学旅行キャンセルに伴う保護者への補助金であるとの説明がありました。

また、ALT（外国語指導）事業 10 万 2 千円は、土庄中学校に勤務していた外

国語指導助手が任期満了で帰国するための費用弁償分と PCR 検査代であるとのこと。

委員より、外国語指導助手の帰国の時期は最初から分かっていなかったのかとの質問があり、執行部より、時期は分かっていたが、帰国のコースが変更となり、旅費が割高になったとの回答がありました。

次に、生涯学習課からは、議案第 1 号の所管部分について、働く婦人の家運営費の施設修繕費 12 万 1 千円は、総合福祉会館の誘導灯 2 カ所の修繕費との説明がありました。

また、産業廃棄物処分料 7 万 9 千円は、パソコンディスプレイ等の処分費及び中央公民館のエアコンの処分費、備品購入費 88 万 8 千円は、故障した中央公民館内のエアコン 2 台の購入費とのこと。図書館費は、小豆島ライオンズクラブからの寄附金 4 万円を図書購入費に充当するものであると説明がありました。

委員より、パソコンディスプレイ等の処分費の価格について質問があり、執行部より、処分台数や価格の内訳について回答がありました。

次に、健康福祉課より、議案第 1 号の所管部分のうち、保健衛生事務費については、国の仕様が確定したことによりシステム改修費用が 103 万 4 千円減額となりました。また、補助対象の拡大による財源更正を行ったとのこと。

疾病予防対策事業 99 万 9 千円の増額は、国庫補助対象の拡充に伴うがん検診事業の拡大によるものです。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 1909 万円の増額は、当初未確定であったワクチン接種に係る経費を実績ベースに組み替えたもので、町が実施する集団接種の接種費用が請求できることとなったことから、接種費用を請求し、集団接種に係る経費をその接種費収入から支出するものとの説明がありました。収支は、接種費収入が集団接種に係る費用を上回っているので、上回った部分は一般財源となるとのこと。

委員より、接種費収入が集団接種に係る経費を上回ったのは、集団接種を早期に開始したためかとの質問があり、執行部より、時期よりも接種回数によるものとの回答がありました。

また、委員より、補正後のワクチン接種の予算は接種完了までのものかとの質問があり、国の補助対象となる 11 月末までの予算であり、12 月以降については今後の国の動向によるとの回答がありました。

次に、議案第 2 号の国民健康保険事業特別会計補正予算については、傷病手当金は、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等により同感染症が疑われ休業した場合に申請により支給するもので、財源は、特別調整交付金を充当するとの説明がありました。

次に、議案第 3 号の介護保険事業特別会計補正予算については、令和 2 年度事業の確定に伴い、超過交付となった国庫負担金返還金を計上しているとの説明がありました。

次に、住民環境課より、議案第 1 号の所管部分について、新規事業のドライブレコーダー設置促進事業に係る補助金 100 万円、小江最終処分場の借地を購入する費用 45 万 6 千円を増額補正すると説明がありました。

委員より、ドライブレコーダー設置促進事業の住民への周知方法について質問があり、執行部より、マスコミを利用した広報の他、チラシを作成し、自動車整備工場等に配布する予定であると回答がありました。

次に、議案第 9 号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、豊島斎場を閉鎖するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

また、議案第 10 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、ごみ袋等の値上げを行うため、本条例の一部を改正しようとするものと説明がありました。

委員より、ごみ袋の値上げに関する住民への周知方法について質問があり、執行部より、10 月号の広報紙やホームページで、丁寧に周知して、ご理解をいただき、11 月から値上げをしようと考えているとの回答がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第 2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

6 番岡本経治です。2 点、質問させていただきます。

新庁舎に関する工事費についてですが、7 月に新庁舎が開庁したが、当初の概算金額 26 億 8 千万円より 1 億円の大幅な増額となった。町民からも高いという声を聞く。この 26 億 8 千万という金額は、当初見積もりの段階では 25 億以内で収めるということで、当時の総務課長が頑張っていたきまして、大幅 1 億ほどダウンしとったという記憶があるんですけども、そこからまた増額になって、新庁舎棟の総額、プラスオンされましたけども、車庫棟、駐車場線引き、もろもろの。いったいどうしてこのような金額に跳ね上がったのかということをやちょっとお聞きしたいなと思ひまして、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

令和元年 9 月 12 日の総務建設常任委員会におきまして、庁舎棟建設工事につきましては、庁舎、渡り廊下、屋外階段工事を工区①として実施設計の積算 24 億 1989 万円とご報告させていただきましたが、最終は 22 億 5922 万 4 千円でございます。その他工区である浄化槽改修工事、庁舎棟建設、診療所棟改修工事、外構工事の最終金額は 4 億 9327 万 6 千円であり、総額は 27 億 5250 万円

でございます。

新庁舎の建設にあたりましては、議会においても、庁舎問題調査特別委員会、また総務建設常任委員会で大変熱心にご議論いただきました。議員の皆さまのご意見を頂戴しながら、コスト面を重視し、工事の必要性を十分に精査し、進めてまいりました。

引き続き、住民サービスの向上が図れるよう、また、町民の皆さまが立ち寄りやすい庁舎となるよう努めてまいりますので、議員の皆さまのご支援をお願いいたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

先ほどの説明ですけれども、当初は庁舎工事 22 億 5 千万。町民は、庁舎工事だいたい 25 億ぐらいは致し方ないなという感覚をもっていたかと思うと思います。それが何で、総額、蓋開けたら 27 億以上。当然執行部、その道のプロの集団であります。そのプロの集団が、だいたい概算予算でその金額決めて、何でこっだけ跳ね上がるのか。

町長も民間企業のトップ経験者の方なので、分かっておられると思いますが、家を建てるときに、例えば家 4000 万円で建てますいうたら、ほとんど外構工事を含んでおります。それ以上追加予算なんか言われたら、手も足も出なくなります。通常、当たり前であれば、何でこのように跳ね上がって、まして、その追加で 100 億以上の予算を組んで、町長、本当にこのようなやり方で、財政管理していけると思われませんか。町長にお聞きしたいんですけれど。どうですか町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の質問にお答えしますが、原因はよく分かりませんが、たまたまオリンピックがあつたということで、大林さんが入札で落としました。そのときから、人件費であつたりだとか材料費が高くなるかなという話は聞いておりました。そういうところで高くなつたのかなと思いますけれども、基本的にはですね、設計、それから管理等々していただいている設計会社さんともですね、話をしながら進めておりましたから、上がったのは、致し方ないのかなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

これ、オリンピックがあることは５年も６年も前から決まって、庁舎建設のことも、その当初から携わってきて、当然上がるのは、可能性があるということは誰しもが思うことです。やっぱり先々の用心というか、先手先手を打って執行部のほうもやっていったと思うんです。だからそのときに、その概算予算が出たわけです。請け負う会社も当然、庁舎建設ですからやるのは間違いないと踏んでるわけです。そのすり合わせを、町長がトップとして交渉に立ちましたか。どうですか、ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

再質問にお答えします。直接そういう交渉は入っておりません。当然、担当の職員がおりますので、そちらのほうでお話は進めていきました。

○議長（高橋正博君）

６番 岡本経治君。

○６番（岡本経治君）

普通は、部下が決めたことを確認して早急に町長が自ら出て行って、この金額でできるのか、できないのかという確認ぐらい取っていただかないと、血税を投入してこの新庁舎できたものです。しっかりと運営できるように自己管理もしていただきたいと思いますね。

次の質問にいきます。旧庁舎のいすや机などの備品の処分についての今後の方針は。住民等を対象に販売し、自主財源の確保につなげるというお考えがあるのか、ないのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

出納室課長 宮原正行君。

○出納室課長（宮原正行君）

岡本議員の備品処分についてのご質問にお答えさせていただきます。

旧庁舎で使用していたいすや机などの備品については、基本的には経年劣化により使用に耐えないものは廃棄処分としますが、再利用できるものは極力利用するという考えのもと、十分使用に耐えるものは現在の新庁舎や他の公共施設にも活用しております。ただし、旧庁舎で使用していた、いすや机などで、新庁舎における限られた事務スペースの効率的な利用や動線確保を考えたときに再利用が難しい場合もあり、現在も備品の一部を保管している状況でございます。

今後の町の方針といたしましては、引き続き適切な備品管理を行いつつ、再利用できるものは極力利用するという考えのもと、旧庁舎に置いている備品につきましては、ある程度新庁舎での運用が落ち着いたあとに、まずは希望のあ

る出先機関等に移動、譲渡を検討していく予定にしております。

また、岡本議員のご提案につきましても、備品の有効活用、新たな財源確保という観点から見ても、有効な方法の一つとして考えていきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

当然、皆さんの税金で購入した物ばかりなので、有効活用するのは当然のことです。民間に売却して自主財源の確保ということを、私ちょっとお聞きしたんで、ただで自主財源の確保にはなりませんよね。民間のほうでも、欲しがっている人はたくさんおられます。机にしても壊れとる物を修繕したりとか、また同じ物であれば片方が壊れとったら使えるものを、また部品交換したりとかしながら知恵を使って、皆さん素晴らしい、本当に使える状態にするっていう技術を持ってる方も町民の方たくさんおられます。だけど、さらを買えば高いんです。だから、自主財源の確保のために民間に売却するということは可能なのか、可能でないのかちょっとお聞きしたいですね。

○議長（高橋正博君）

出納室課長 宮原正行君。

○出納室課長（宮原正行君）

そのあたりも含めまして、今後検討していく予定でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

検討されても駄目でしたじゃ駄目なんで、自主財源確保のために少しでも土庄町にお金が残るような方向性を考えて手を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2 番目、町の新型コロナウイルス感染防止対策についてですが、町は新型コロナウイルスの感染拡大防止について、住民にさまざまな注意喚起や協力をお願いしております。

コロナ対策を迅速かつ適切に講じていくためにも、危機管理を担う町役場の感染対策は重要であります。庁舎施設、来庁する住民、職員の感染対策にどのように取り組んでおられるのか。

また、町長はどのような意識を持って活動されておられるのかお聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

ここでちょっとすみません。執行部の方にお問い合わせがあるんですが、最初の答弁、1 回目の答弁のときは演壇のほうでお願いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

岡本議員もおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止につきましては、昨年の２月以来、土庄町新型コロナウイルス感染症対策本部から、住民の皆さんにさまざまなご協力をお願いしてまいりました。先月からの第５波と言われる感染者の急増に対しても、皆さんのご協力のおかげで今月に入り感染拡大に足止めがかかったことはご存じのとおりでございます。

また、議員がおっしゃるとおり多くの住民の方が利用し、本町における感染症対策を含めた行政運営の中核を担っている本庁舎の感染防止対策は特に重要と認識しています。

庁舎施設におきましては 24 時間換気システムの稼働、空気清浄機の設置や、朝、昼のカウンター等の消毒、会議ごとの会議室の消毒の実施など基本的な対策はもちろん、今後は、庁舎トイレの便座除菌クリーナーの設置や庁舎内の光触媒による抗菌・抗ウイルスコーティング処理、庁舎カウンター等への飛沫感染防止パネルの設置を計画しております。

来庁する住民の皆さんに対しては、マスクの着用、庁舎の表と裏の玄関に設置しております検温器による検温、手指消毒の徹底などのご協力をいただいております。

また、職員に対しては人の移動による感染のリスクを減らすため、現在、公務の出張等を全面的に自粛しており、職員にはウェブ会議や電話、電子メールなどで対応するよう呼び掛けております。公務中のみならず、私生活の場においても、不要不急の外出や移動を自粛するよう、全職員に協力を依頼しているところです。

さらに、職場における感染防止対策のため、接触感染や飛沫感染の防止、職員自身の健康管理の徹底など、平常時から感染防止対策に努めるよう文書を通じて全職員に周知し、職員の感染が判明した場合や濃厚接触者等となった場合に迅速な対応がとれるように、感染等が判明したのちの流れや各課の役割分担を明確に示した「土庄町新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル」を作成し、全職員に配布しております。

変異株が猛威を振るう中、誰がかかってもおかしくない状況となりつつある現在、庁舎での対策はもとより、職員も高い意識をもって、より一層の感染拡大防止対策が必要と考えております。

議員の皆さまにおかれましても、引き続き感染拡大防止にご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

町執行部の対応、庁舎に来られる町民さんに対する対応、ほんとに素晴らしいもんやと思います。そういうふうに危機管理をもってやっていただいたら、町民の皆さまも、また島外から来られる皆さまも安心して、こうやって小豆島に足を運んでいただける、庁舎に足を運んでいただけると思います。

ただ、過日にこの数日、町長が自ら注意喚起、防災無線で促しております。

マスクも街頭で職員と配布したと聞き及んでおります。しかし、土庄町民に、すべてにマスクの配布ができたのか、どうなのか。街頭でマスクを配る必要性があったのか、誰の指示でそのような行動に移したのか。まだまだこのコロナ禍の緊迫、逼迫した時代に町の仕事をほったらかして外に出て行って、そのようなことを誰が何のためにしたのか、お聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

マスクの配布ですけれども、9 月 1 日にマルヨシ前とマルナカ前におきましてマスクの配布を行っております。

理由といたしましては、議員もご承知のとおり、8 月中に小豆郡内、また土庄町内におきましてたくさんの新規感染者の方が確認されております。また、香川県内におきましても、大変厳しい状況が続いており、香川県におきましては広報車を土日走らせるということを実施されておきまして、市町につきましても啓発活動を実施するようにという要請がございましたので、そういうような街頭啓発ということも実施をいたしました。以上です。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

街頭啓発をしろということがあったからした。土庄町民にどんだけ配られたのか人数の掌握は、たぶん分からないでしょうから聞きません。だけど、大事なことです、啓発活動は。来庁される方にお配りするようなこと現在しとるのか、してないかといえはしてませんよね。来庁される方は、ほとんどが土庄町民の方が大多数を占めております。その方々に使ってください、お持ち帰りくださいって声をかけたほうが確実じゃないですか。何でそのようなことが考えられない、実行できない。行動がすべてであるんです。その行動が的を得た行動なら、本当に町の職員頑張ってるんやな、町長しっかり音頭取ってるんやな

という声も上がってくると思うんです。それが、真逆の声が上がってきているんです。

町長にお聞きしたいんですけれども、町長一生懸命、啓発活動のために、朝夕「何かあったら皆さんお気を付けください」って投げ掛けていただけてますが、町長自身がよく数名で外食をするということを、ここ 1 年半ぐらい、コロナが始まってからよくお聞きします。これは事実ですか、事実じゃないんですか。ちょっと町長お聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

すみません、これはちょっと個人的なことなので。

○6 番（岡本経治君）

町長は町の代表として啓発活動に臨んで「不要不急の外出は控えてください」ということを言われています。町民は、町長のその言葉を聞いて、家族でも外食を控え、外出もちょっと旅行行きたいのも控え、そのような行動を日々送られているんです。個人的なことじゃないんです。そのことを、町民が声を上げているんです。その代表として僕は聞いているんですから、その辺は、議長勘違いしないでください。町長お聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これ個人の行動だと思いますけども、先ほど奥村課長言ったように 8 月に爆発的に増えました。それまではですね、今年については、今年度入って、5 月に 2 人、その後、8 月です。この間、飲食店非常に厳しいという話も聞いてます。ただ、何回か行っておりますけども、それはやはり飲食店への支援というのがありますけども、どちらかというとなんかでですね、だいたいコロナ対策で延長線上のいろいろな会議があったりだとか、その後、行ったというのは事実です。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

先ほどの町長、飲食店への応援のために。分かります。心情は分かります。やっぱり飲食店の方も大変です。助成金、国からの助成金も金額の大小はありますけども、そうやって応援するようなかたちを取っておりますけれども、不要不急の外出を控えてくださいっていう町長自ら、そうやって出歩いて、打ち合わせを兼ねてとか、これ国会でもすごい問題なってることなんです。いかに国、県の人と連携が取れてないのか、意識改革の問題もありますでしょうけど、これ町長、そのような外食とか複数人と行かれて、申し訳ないなという気持ち

はありますか。やってしまったことは仕方ないっていうんじゃないくて、するべきではなかったなとか申し訳ないなというようなお気持ちは町長の中でありますか。どうですか町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人的な話なので、ここではあまり話しすべきでないかなと思いますが、雇用、経済をまわすということについてはですね、そういう観点ではどうなのかなとは思いますが。ただ、特に先ほども言いましたように8月10日以降ですね、8月29日まで、この間で24名と、ほんと大変な状況だったので、それ以前についてはですね、そこまではたぶん町民の皆さんも、まん延防止にも香川県もなっていなかった時期だったので、そのあたりはどうなのかなと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

このコロナが始まって1年半、2年弱続いているわけですね。まん延防止が始まってなかったからとか、始まっているとかっていう次元の問題じゃないと思います。いつまで続くかということで、町民みんな不安に思っております。8月とか、その以前も出てます。去年も。一人ひとりが町民気付けて頑張っております。町長自らその啓発活動に乗り出して、町長自ら外食するっていう。僕が聞いたのは、始まってから複数人と外食して、このことに対していろんな理由があるでしょうけど、食事しながら話せなあかんというのは、ときには大事やと思います。だけど、そのようなことが町長自らあったことに対して、申し訳ないなと思ってるか、思っていないかっていうことを聞いているんです。個人的であろうが、何であろうが、町長は土庄町のトップなんです。言い訳を聞いているわけではないんです。あったのが事実なら、そのことに対して申し訳なかったのか、何にも思っていなかったのか、そのことを聞きたいんです。町長どうですか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

両方です。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

両方いうんは、よう分からないんですけど。町長このような言葉があるんです。「過ちて改めざる是を過ちと謂う」という言葉があるんです。ファジーが大

事なときもあります。だけど、非は非として認めて、申し訳なかったということをはっきりと言えば、町民は分かってくれると思うんです。その町民の感情を逆なでしないような施策に今後、取り組んでいってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。以上で、質問終わります。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

2 番、立憲民主党の鈴木美香です。本日は 4 つ伺います。

では、まず最初に、新たな働き方となる「労働者協同組合」の法制化への対応は。働く人自らが出資し、組合員として運営を担う「協同労働」という新たな働き方を実現する「労働者協同組合法」が昨年 12 月に可決されました。

これによって、企業形態にとらわれない働き方の選択肢が増え、地域にとって必要な事業が促進されることによって、地域の課題解決や地域の絆づくりにつながることが期待されています。また、移住やワーケーションの促進という観点からも、受け入れ地域での仕事の確保は重要であり、その一助になるとも考えます。

実際に自分たちの地域のための活動に取り組みたいと思っている方に対し、情報提供をしたり、すでに活動している事業者などに対して、協同組合への移行支援、事業者同士の交流及び研鑽を促進するように、町が相談窓口を提供するなどして積極的に推進していくべきと考えます。広島市では、就労や社会参加を希望する 60 歳以上の方が中心となり、地域課題の解決に「協同労働」という働き方で取り組んでいくモデル事業を推進しています。

新しい働き方を生み出し、地域課題の解決にも寄与する労働者協同組合についての町の認識と今後の対応を伺います。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員がおっしゃるとおり、労働者協同組合は、働く人自らが出資というかたちで主体的に運営し、子育て、介護などをはじめとするさまざまな地域課題に取り組むとともに、多様な就労の機会を創出することで、活力ある地域社会の実現に資することが期待されております。

日本においては、ワーカーズコープやワーカーズコレクティブと呼ばれる事業体がこの理念のもとに活動しており、福祉や若者の支援など、営利企業が手を出しにくいのが、地域にとっては必要なサービスを提供しています。

町といたしましては、まずは、国や県の進め方、考え方を確認した上で、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、広島市の協同労働モデル事業はじめ、その他地域の先進事例を情報収集しながら、併せて町の支援策も検討したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

私としましては、今回こういう労働者協同組合の法律が法制されたということで、まず町として周知していただいて、今後、この働き方は介護ですとか、先ほどおっしゃいました子ども事業に関して、とても有効だと思いますので、ぜひ発信力を高めていってほしいと思います。

では、2 つ目の質問にまいります。

プラゴミゼロ宣言を。いまだに最終処分場が決まりません。自分たちの出したごみを他町に搬出するというのは、豊島産廃問題を経験した町としてあるまじき事態だと思います。

一刻も早く、自分の町で処理することを要望します。それまでは、徹底的にごみを減らすため、分別の徹底や余分なものはもらわない、使わないような取り組みが必要だと思います。

その覚悟を示すため町として、1 つ目、プラスチックごみゼロ宣言を出すべきではないですか。答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨年のレジ袋有料化以降、プラスチックごみ等による海洋汚染に対する関心は高くなっています。近年、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、住民の意識向上やSDGs（エスディージーズ）推進を目指し、全国的に「プラスチックごみゼロ」を宣言する自治体が増えています。

この宣言につきましては、土庄町でも、香川県や近隣市町と連携、協調を図りながら検討していきたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

ぜひぜひ、このプラスチックごみゼロ宣言を出していただいて、その宣言を出すことにおいて意識はますます上がると思いますので、その方向性でぜひお

願います。

では 2 つ目です。その上で町民に協力を仰ぐとともに、事業者と話し合い、過度な包装をしない、ごみが出ない包装を考えるなど拡大生産者責任を踏まえた努力や工夫をお願いすることが必要だと思います。拡大生産者責任とは、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方です。答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

循環型社会を形成するためには、町民や事業者の協力は欠かせません。現在、自治会等で職員による、土庄町のごみ問題や収集分別の方法などについての出張説明会を行っております。

今後も引き続き、住民の皆さまと協議や対話を重ね、ごみ減量化に向けた取り組みについて推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

事業者というのは、ごみのリサイクルの方だけなんですか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

事業者の方とは、現在、協議は確かにリサイクル業者としか行っておりません。今後どのような方策があるかということにつきまして、住民の皆さまと協議を進めながら方策を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

事業者というのは、リサイクル事業者とかごみ関係だけではなくてメーカー側ですね、包装を簡略化するとか、スーパーなんか一番関係するんですけど、野菜とかをラップで包まないとか、今コロナで難しいですけど、ゆくゆくはそういう方向性で、個包装を減らすとか、そういう方向でお願いするというか、話し合いをしていただきたいと思います。以上で、2 つ目の質問を終わります。

では、3 つ目の質問まいります。総合福祉会館への商工会の移転について、土

庄町総合福祉会館に商工会が入るため、8月下旬、福祉会館の利用団体に文書で撤退を要請したとのことですが、説明会も開催せず、意見も聞いていないと聞きます。利用者は唐突な要請に不信感を抱いています。また、障害者との料理教室や高齢者への配食など、ボランティアで活発に活動している団体を追い出し、商工会が入ることに強い疑問が残ります。そこで次の点について伺います。

1つ目、国が推奨している町民へのボランティア活動などを行う団体より、商工会を優先するように見え、また正当な理由もなく事実上追い出すことに異議を唱え、私は白紙撤回を要求します。答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合福祉会館への土庄町商工会の移転の経緯につきましてご説明いたします。

総合福祉会館につきましては、2階へ移動する場合、高齢者の方などが困っているとお声をいただいております。総合福祉会館のエレベーターが無いという問題を解決するため、中央公民館であればエレベーターを利用でき、移動にも支障がなく、新しい生活スタイルなどを考えますと、総合福祉会館より利便性が良いと考え、社会福祉協議会及び利用団体の皆さまの移転について検討を行ってまいりました。昨年から社会福祉協議会とお話をしている中、本年1月に、改めて中央公民館への移転についてお話をいたしました。

また、庁舎建設に伴う周辺整備として、土庄町商工会から庁舎駐車場までの道路整備が計画され、土庄町商工会の移転の話が出てまいりました。移転場所として、中央公民館、総合福祉会館、旧土庄高校3号館が候補地となりました。

その後、土庄町商工会の移転は総合福祉会館及び旧土庄高校3号館で検討が行われ、セキュリティ一面などを考慮した結果、総合福祉会館が良いということになりました。

長年にわたり、総合福祉会館を利用していただいております各利用者の皆さまへの説明につきましては、早い段階で十分な説明ができておりませんでした。利用者の皆さまにはご心配をおかけいたしました。

各利用者団体の代表へは、先日、直接訪問を行い移転の経緯を説明するとともに、新たな活動場所、利用方法などについて協議を行っております。

利用者の皆さまが、今後も支障なく活動が行えるよう努めていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

先ほどの課長のご説明では、不便だからというお話だったんですけど、団体の方が皆さん要望されてたんでしょうか。文書を出して要望書というか、「もっといいところを使わせてください」みたいな、「福祉会館で困るから」といったような。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

利用者団体の方からの要望というのは、特に承ってはおりませんが、ただ、より利便性の良いところという場所を考えた結果、中央公民館のほうが、エレベーターもありますし、広い中会議室、和室もございますので、そちらのほうで利用していただくという検討をしてみました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

要望がないのに、そっちのほうがいいやろうというのは、えらい傲慢といえますか、手前味噌みたいな気はしますが、改めて私は、白紙撤回を要求します。考えてください。

では、2 つ目。商工会がそもそも移転する理由となっている道路の拡張は、隣地の隣の家屋も残っていますが、立ち退きや工事のめどはたっていますか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員の 2 番目の質問にお答えさせていただきます。

当該箇所の道路整備計画においては、道路用地の対象となるのは土庄町商工会のほかに 2 件あります。

すでに拡張工事施工中の箇所及び土庄町の商工会につきましては契約済でございます。隣地の家屋につきましては、移転の意向を伺いつつ、家族の方が県外に居住しているため、資料を郵送し、交渉を進めております。家族の方が帰省した際に、直接協議することとしておりますが、コロナ禍でなかなか帰省ができないということであり、時間を要しております。契約が整い、移転が完了すれば、速やかに工事着手したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

その場合の移転の補償料ですね。商工会と隣家の家屋の補償料はどのくらいの予算を考えてられますか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

その隣接の方の家屋の移転料につきましては、今後、税務署との事前協議等が行われて、その額を報告することとなりますので今ちょっと額につきましてはお答えすることができません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

商工会はおいくらですか、移転費用。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

失礼します。商工会のほうは約 7000 万円強だったと思います。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

やっぱりこれもちょうと、隣家の家屋の方、高齢の女性がお一人でお住まいのようで、年配の方を、必要があるかどうか分からないような事案で、立ち退きを強制するというのは、本当に町民をないがしろにしているなと思いますので、このあたりも考えていただきたいです。

最後の 3 つ目の質問。新庁舎に移転して 1 カ月が経ちますが、商工会側の道路を利用する車が多いように見えません。財政が逼迫する中、道路拡張は必要か再検討するべきではありませんか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員の 3 つ目の質問にお答えいたします。

鈴木議員のおっしゃるとおり、新庁舎が移転して 1 カ月がたち、商工会側からの道路を利用する車が多いように見えないということは理解できます。しかしながら、新庁舎建設基本計画では災害時において、土庄町の防災拠点として機能維持が図られることとされており、有事の際には緊急車両及び物資の搬入

等が想定され、複数のルートの進入路の確保が計画されました。また、地元要鉄自治会より、新庁舎及び駐車場への進入路整備について要望書を受理し、総務建設常任委員会においても当道路計画につきましてご審議をいただき実施しておりますので、必要な道路整備であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

その有事の際っていうのは、確かに私も今聞いてそうかなと思ったんですけど、考えてみると工事のときに大型のすごく大きなトラックが行き来してたんですね。ということは、それは賄えるのかなと思ったりもします。で、この事業は全体的に不透明で釈然としません。何より、町の福祉のための会館なのにそれを利用している住民をそっちのけでないがしろにして、傲慢なやり方だと思えます。

今後こういうことはもう絶対にやめていただきたいと思います。改めて言いますが、白紙撤回を要求します。

では、4 つ目の質問です。自己破産も確定していない町長の立候補についてです。

1 つ目、過去に税金滞納の件で、別の議員が議会で何度も質問していますが、なぜ証拠になる書類を提出しないんですか。町長をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、鈴木議員の質問にお答えしますが、私個人でですね、税金の滞納問題というのは過去も現在もありません。たぶん、議員勘違いされているかなと思うのと、相手を承知した上でですね、私を非難するかたちでこういう質問されているのかなとは思いますが、結局ですね、会社で滞納があったのと、個人とは別ですから、そのあたりについては認識を理解して、法人と個人ですね、この区別というのはきちんと理解してほしいなと思います。

今までも何回かそういう質問ありました。いつでしたっけ、去年、一昨年だったかな。時の議長にはですね、そういう資料も提出いうか、お見せしてですね、たぶんそのとき、皆さんにはご報告したと思います。ということで、そのあたりは今も継続してるのかなと思いますので、ひとつ、よろしく願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

私も、人さまを人前で非難するのは、たいへん心苦しいんですけど、やはり立場上、町長とおっしゃるので公人なんですね。あくまでも、透明度を高めていただきたい。それが、町民に対する信頼の確証になると思ってるんです。税金滞納の件というのは、6 年前、7 年前に税金を欠損処理したというのは一応、税金を滞納されてたので、その後、払えているかどうかというのをやっぱり、ちょっと申し訳ないですけど前例がありますので、別の議員が今も払っているのかというのを何回か聞いていたかと思います。まったくクリアで透明度が高いのであれば、自分の立場上それを出すというのは自分のためになるんじゃないかと思うんですけど。それともう 1 つ、議長にお見せしたというのは、何で議長にお見せして、当該の議員にお見せしないのかが、私には本当に理解ができないので、そのあたり答弁お願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

議会の代表が議長でございますので議長一人で十分かなということと、そういったものは、そんな皆さんに見せるようなものではないので、議長が見たら当然、その話を議長が当然しますから、当然議長というのは皆さんの代表ですから。代表というか一番トップなので、その方で十分かなという認識で、議長だけにということにしました。

8 年前という話でなんですけども、8 年前に会社の社長は辞めてます。それまでの税金の滞納ということあったと。それについては、道義的責任があるということですね、寄付はできないということなので、報酬カットとか、そういったことで、道義的責任はちゃんとしていったかなとは個人的には思っております。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

なんか、全然釈然としないんですね。私が頭が悪いからかも分からないんですけど、私は何回も言いますが、町長がクリアにすれば町長のためになるんです。信用っていうのは、何よりも人間社会では大事なものだとは思っています。特に、町長という町民 1 万 2600 人を預かる町長っていうのは、何度も言いますが、個人的とおっしゃいますが個人ではないです。命と財産預かってるんですから。そのあたりの覚悟というのが申し訳ない、どうしても見えないです。議長にお見せして、お見せしたというのは、行政自体が申請主義で書類がないと何も動かないんですね。それが、町の長がお見せしたとか言った

からってというのが、どうして行政が申請主義で書類がないとできない、これがないとできない、あれがないとできないと町民はすごい苦しんでいるのに、町長は議長に見せたからそれで大丈夫なんだっていう理由になって、それが通るなんて私はとてもじゃないけど本当に悲しいです。

では、2つ目。自己破産さえ決着してない不名誉な立場で町の首長に立候補することは異常だと思いますが、その点はどうお考えておりますか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

決定してないとかいうんじゃないんですね、今はたぶん審査中だと思います。当初から言っていましたように、私が絡んでた会社は破綻したとか聞いておりません、今も。ただ、協同組合が破綻したことですね、これもうどうしようもないんだということで、去年、一昨年ですか、一昨年の9月に皆さんにも、そのときには、その資料もたぶんお渡ししたと思います。そういう状況ですね、今後行政のトップに立っていくにあたって、公正、公平な判断がなかなかできないなということもあり、結果的に自己破産と、そういう道を選んだということです。なので、異常とかそういうんじゃないんですね、基本的には国民に与えられた選択肢の一つという中でですね、公平公正にあるべき立場にあるということで、結果的には自己破産という道を選んだということであります。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

どうにも話が通じないようで、私もこんな嫌なことばかり言うのもあれなんで、最後本当に嫌なこと聞きます。倫理的、道義的に反していると思いますが、町民に対してどういう思いでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

道義的、倫理的についてはですね、先ほど言いましたように当然、民主主義、公職選挙法にのっとってですね、これから町民の皆さんの判断を仰ぐということになるのかなと思いますけども、それよりも今現在ですね、コロナ禍の真っ最中です。小豆島については8月30日以降出ておりません。ただ、その中において、いろんな業種の方がですね、疲弊している。そういったのをまず、9月議会にも提出しているように、協力しながらですね、行政としてできること、それはできるだけしっかりと見ながらですね、皆さんにも頑張っていただきたいということをまず優先課題で取り組んでおるところでございますけども、それ

以降もですね、当然 12 月議会もあります。それ以降もあると思います。その中において、やはり、コロナで雇用というのも当然大事になってくると思いますし、また経済をまわすということも大事になってくると思います。かといって、コロナが増えてきても困ると。そのあたり、睨みながらですね、土庄の経済、そして皆さんの安心・安全な地域づくりというのがまず優先課題になってくるので、このあたりをまず見ながらですね、倫理的、道義的っていう部分についてはですね、謙虚に反省はしております。

ただ、今そういう時期じゃないので、その辺を取り組みながら、今やってる最中でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

すみません。もう町長のお話は何か空想に聞こえてしまって、誠意とか熱意とかが全然感じられないのが本当に悲しいんですけども、常識的には昨年、自己破産を申請した時点で、自ら進退を決することが首長としての本来の身の処し方だと私は思います。1 万 2600 人余りの命と財産を預かる首長が 2 度も信用を失いました。公的に、先ほどもおっしゃいましたけども、公職選挙法ですね、法的に問題がないのは、そういった人が人の上に立つという想定がなかったからです。町民のことを真摯に考えて、その立場で立候補するなどできないはずです。そう断言し、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は、10 時 55 分再開いたします。

休 憩 午前 10 時 44 分

再 開 午前 10 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

5 番岡野です。通告の許可をいただきましたので、通告書の内容について質問いたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆さま、感染拡大により日常生活に影響を受けているすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。そして、感染拡大防止にご尽力なさっている医療従事者、関係者の皆さまにおかれましては感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束をお祈り申し上げます。

質問に入ります。一部報道では、収束の兆しが見えていると伝えられていますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、町内事業者は、業界によって差があるが、大きな影響を受けていると思われます。

国、県、町はこれまで、さまざまな支援を行っていただきましたが、ここまですべてが長引き、感染が拡大している状況では、これまでの支援では行き届かない事業者が増え続け、廃業を余儀なくされることが予想されます。

町長が今年度の施政方針で経済対策について、触れられていなかったため私が質問したところ、「経済対策については具体的にはまだないが、大きな問題。新年度の様子を見る必要性があり、少し時間をいただきたい。」との返答でした。

そこで、質問いたします。現時点で必要な経済支援と新型コロナウイルスが収束した後の、土庄町の経済対策についてどのような対策を講じられているかどうかお答えください。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

岡野議員のおっしゃるように、コロナ禍が長期化し、いまだ多くの事業者がその影響を受けております。

そのような中、国や県のコロナ対策における事業者支援策はもとより、本町におきましても、昨年度は地元中小企業に対する臨時給付金や応援給付金の給付、また本年度では、特に大きく影響を受けている宿泊業や飲食業、またそれらに関連する事業者への応援金を給付してまいりました。また本定例会には、地域における消費を喚起し、地元経済の活性化を図るため、昨年引き続き、新たにプレミアム付商品券事業の実施に伴う予算を提案させていただいているところでございます。長引くコロナ禍において、依然として大きな影響を受けている地元経済を引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、コロナ収束後につきましては、現在、コロナ禍で開催中止や延期となっているイベントも開催できる状況となれば、そこでの地元商工業者との協働はもとより、例えば本町が舞台のモデルとなっているアニメの第3期の放映や映画化も決定しましたので、そのアニメを活用した地元事業者とのコラボ商品の開発、またアウトドアに関連したコンテンツの造成など、本町ならではの魅力ある地域資源や地場製品の磨き上げを地元事業者と一緒に取り組むことで、地元商品の購買意欲を高めるとともに、土庄町のファンを増やしていきながら、地元経済の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度は断念することとなりましたが、国の補助金を活用した、地元企業支援のための地域雇用活性化推進事業に、来年度も改めて申請していこうと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の柱となる商工業や観光業の状況は大きく変容しており、経済対策においても、ただ単に商工業だけということではなく、農業や漁業などの1次産業やそれに伴う6次産業、移住施策や雇用、また交通問題など多くの分野が関連し合うかたちとなっております。

なかなか先の見通せない状況ではありますが、今後は大きな枠組みの中で、即効性のあるもの、また中長期的な視野に立った経済対策を商工会はじめ関係各所と連携協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

5番 岡野能之君。

○5番（岡野能之君）

先ほどの答弁では、かなり大まかな答弁でしたので、具体的にどのようなことがやられているかという、プレミアム商品券もしくはアニメなどを使ったイ

ベントというふうにししかお伺いしてないんですけれども、現在飲食店においては時短要請が出ておりますが、まだ申請用紙も届いてない状況で、その間はたぶん時短期間中、売り上げが落ちている部分についての費用は自分で捻出している企業が多いと思います。そのあたりで、土庄町がどうするか。

また、香川県の安心飲食店認証制度という部分がありますが、その部分につきましては香川県に要請してもなかなか来ない。長い人で2カ月ぐらいかかっているというような、せつかくですね、認証店制度を受けるためにコロナ対策を受けてですね、お客様を受け入れようというようなかたちでやられている業者がいるにもかかわらず、そこが認められないという部分で、土庄町と県の連携という部分で、土庄町がもし県と連携してですね、代行してそういうような認証制度を発行できるようなかたちになればですね、認証店制度の店が増えてですね、安心して店に行けるというようなかたちも取られるとは思いますが、そのあたりどう思いますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡野議員の質問にお答えいたします。県の認証制度でございますが、今、確かに遅いというお声は町民の方からも聞いております。その中で、引き続きわれわれとしましては、県のほうにお声がけをし続けるということで、「なるべく早くしてください」ということはわれわれも問い合わせはしております。ただ、町のほうで単独でやるのか、それとも町のほうを使っていただくのか、そのあたりはまた執行部のほうで、また考えさせていただきまして、今やれることは県のほうの認証制度をしっかりと取ってくださいというようなことを引き続き周知徹底してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

その件につきましてですね、早急にですね、県と協議してですね、受けられるお店をできるだけ多くというような、安心して受けられる店ですね、多くというようなかたちで進めていってほしいと思います。

そのほかですね、小豆島町のほうも佃煮業界などかなり疲弊しているところがあってですね、土庄町の卸売業者のほうもかなり打撃を受けているようなことも聞いております。その中で、土庄町と小豆島町での合同でのコロナ経済対策という部分はされてますでしょうか。お聞かせください。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

お答えいたします。小豆島町との合同の産業界への支援といいますか、現在行っておりませんが、情報共有のほうはずっとさせていただいておまして、例えば土庄町はこういうことをやります、小豆島町はこういうことをやりますということは、情報共有しながらできるところは今後、一緒にやっていけたらなと考えております。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

小豆島町と連携されるというところで、やはり連携していくということなんで、やはりそういうところ敏感に感じてですね、どの業者がどのようなかたちで今、打撃を受けているというところで、産業別にですね、どの業界が、どの事業体が、かなりコロナによって売り上げが減っているというようなことを把握してますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

お答えいたします。このコロナ禍における産業別の詳細な影響というのは、把握はできておりませんが、昨年度やりました中小企業を対象とした給付金の実績ベースで見ますと、影響受けておるのが宿泊、飲食サービス業、そして小売業、卸売業というのが上位ランクに上がっております。影響を大きく受けたということです。という結果出ておりますので、各事業所においては今現在も地域の事業の形態であったり、営業形態であったりの変更を含めてですね、工夫を凝らしながら頑張っておられますけれども、業種も含めてですね、産業界全体で厳しいのかなという状況は推測されます。

これまでも施策をするにあたって、商工会でありますとか、各種団体からですね、要望などによって各産業界への支援策を講じてまいりました。今後も産業界の動向を注視しながらコロナ禍における影響の把握に努めてまいりたい。そして事業者への支援を講じてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

先ほど課長がおっしゃられました、宿泊業について、それにかかわる業者についてやはり売り上げが落ちているであろうところで、調べ方としてですね、金融機関の情報誌なんかでは、香川県全体の業界自体の売り上げの推移は示さ

れております。そういうところで、例えば商工会などに要請してですね、各事業体でどのような売上げが推移しているかというような部分のアンケートとかも必要であるかと思います。それで、宿泊業が落ち込んでいるという部分で、プレミアム商品券というかたちで経済支援対策されてますが、まずもって小豆島の方が宿泊されるとは思いませんので、そのあたりのですね、対策を十分に講じて進めていかないと、このコロナが過ぎたあとですね、観光客、いまだに観光客の方が来られてますけども、たぶんかなりの大勢の方が小豆島に来られると思います。そのときにですね、もし営業不振でというようなかたちで、悲しいかたちになったらですね、小豆島に来て宿泊できないというようなかたちになりますので、早め早めにですね、宿泊業に対しての支援を行っていただきたいと思います。

あとですね、農業、水産業についてはどのようなかたちで支援していただいてますでしょうか。特に、水産業については聞くとところによりますと、消費が少なくなってますね、水揚げが少ない上に、価格も下がっている状況でかなり休まれているというようなことを聞いております。そのようなことで、対策どのようなことを打っておりますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

農林水産業に関します新型コロナウイルス感染対策についての経営に対する支援でございますが、農林水産業に携わる法人・個人につきましては先ほど、商工観光課長からありましたように、臨時給付金等に対応しております。農林水産業の町独自の支援といたしましては、昨年、一部繰り越し事業となっておりますが、ブランド活性化支援事業とかですね、スマート農業推進事業、あと活性化緊急支援事業などの支援を行ってまいりました。今後の支援につきましては、町単独ではですね、なかなか難しいところはあるんですが、今後国、県などからですね、支援策が講じられると思いますので、それらを活用しながら町として支援できることについては、かさ上げ補助とかですね、そういうかたちで支援していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

先ほどの対策として、ブランドの活性化事業、スマート農業の部分では、ブランドの活性化事業という部分では、やはり消費を促すというところであると思います。スマート事業については、農業しやすいとか、やりやすいとい

う部分での支援だと思います。そういうところですね、大消費地に向けて、観光に向けての消費を目的であったためですね、売上げが減ってると思うんです。そういうところで、逆に一般顧客に消費していただくようなかたちですね、何か支援を行ってれば、そんなに影響受けなかったのではなかろうかと、僕思っております。

当時にですね、私、27年12月に農林水産業の取り組みについてという一般質問させていただいております。そのときにですね、町長の答弁が、会議録をそのまま読ませていただきます。「漁業それから農業両方なんですけれども、「Kブランド」、香川ブランドという話あったんですけども、できれば「Tブランド」でどうでしょうかと、土庄ブランドですね。「Kブランド」、「Tブランド」しながら、第一次産業っていうのは、今後のこれから地方創生にとっては一番重要な問題になってこようかと思っています。当然、消費するのは都市です。生産は地方です、みたいな、そういったのをこれからもっと明確にしながら、地方にできること、都会へ持って行って、どういう消費ができて、土庄、また小豆島が良くなっていくこともこれから考えていくべきかなと考えております。」というところと、28年11月にも同じ質問しています。このときの町長の答弁では、議会だよりからなんですけれども、「第一産業はこれから地方創生にとっては、一番重要な問題になる。消費するのは都市であり、生産は地方。そのことを明確にしながら、地方でできることを考えていく。」また、29年6月には、創業支援の取り組みについてというところで町長の答弁では、「今後は創業支援、また6次産業化への支援等を土庄町として協力していく。」というような答弁がありました。

そういうところで、何年か前からですね、そういうようなところを真剣に考えていけば、太いパイプというか、小豆島の農産物はおいしい、魚は新鮮だという意識を大消費地の皆さまが持っていただければ、今のよう状態には陥ってなかったんじゃないかなと思うしております。そういうところで、また地域おこし協力隊や大学もたくさんの大学と包括協定結んでおります。そういうところとですね、連携してやっていくようなことは考えていないでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡野議員の再質問にお答えしますけど、学校もですね、今4校やっています。その中で、6次産業に向けてパッケージであったりだとか、新しい商品開発等も京都産業大学さんはじめですね、お願いはしています。そんな中でですね、「Tブランド」、土庄ブランドと話ずっと言ってますけども、イチゴで

あつたり、漁業では鰯もあるんですけども、そういったのをですね、今後もっともっと伸ばしていくにはということもあるんですけど、一方で運賃ですね、フェリー代、これもありましたので、このあたりについては小豆島町と連携しながら補助をやっていくと。それについて、ほかの地域との競争ができると。そんなことも今やっています。そんな中で、今後ＡＩであつたりとか、スマート農業ですね、これから農業自身が変わってくると思いますし、漁業についてもですね、県のほうも結構いろんな魚をですね、養殖の稚魚を放流したりとかですね、してますからそのあたり含めて、消費拡大というのも今後、必要になってくると思うので、土庄または小豆島からこういう商品が届くということは、小豆島という枠組みでいくと、小豆島町との連携が当然必要になってくるので、そのあたりも含めてですね、これから考えていきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

５番 岡野能之君。

○５番（岡野能之君）

以前からですね、これから考えていくという部分で、特に水産業のことに關しては、県のほうが稚魚を放流しているとかいう部分です。この土庄町はですね、今、鰯の話が出ましたけれども、四海漁業協同組合にかなりの助成しております。そういう部分で、鰯の水槽が半年しか稼働していない。じゃあ残りの半年はどう稼働させるかという部分も、これだけの年数あれば考えられたんじゃないかならうかと思っております。

やはり、一般町民の方との町長の対話が少ない。困っていることを聞いていないというふうに感じ取られますので、そのような対策も引き続き行っていたきたいと思います。

それからですね、「コロナ支援について相談したいが、どこに行ったらいいかわからない」というようなことをよくお聞きします。そういうところで、なぜですね、土庄庁舎の中でですね、相談窓口・経営支援窓口というようなものを商工会、もしくはよろず支援機構、もしくは金融機関等とですね、タイアップしながら設けられなかったということについて伺います。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼します。議員がおっしゃるように本来ですと、経営支援であつたりというところが役場の窓口があれば一番いいんだと思います。その中で今現在、商工観光課のほうで対応しているわけですが、商工会のほうとも十分話しながらですね、そういう窓口が役場のほうに必要だという話が、もし大きな声が出てくるのであれば、ぜひ、それは置きたいという話があります。なので、

よろず相談機構のほうにも、いろいろ相談はまいておったんですが、引き続きですね、その辺の検討をしながらですね、もし置くほうがいいという話になりましたら、ぜひぜひその辺は検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

大きな声が、というようなこと課長おっしゃられましたけども、やはり 1 件 1 件の言葉をくみ取ってですね、どれだけ苦しくなっているかということをして他人事ではなく、自分事として捉えるようなかたちですね、対策を講じていかなければ、本当にどんどん、どんどん経済が縮小してですね、土庄町に住みづらくなる可能性がありますので、そのあたりは十分に考えてやっていただきたい。

また、アフターコロナのことについて少し触れましたが、私、考えるにフェリーもしくは旅行者とタイアップしながらですね、よその自治体では、例えばコロナの検査を行って、陰性であれば優遇措置があるとか、そういうようなところの商品も売り出しております。それからですね、現在来られている方にも、どのような感染対策を行っていただくかというところのアナウンスが、少し声が小さいような気がするんです。実際、コロナが過ぎた後、かなりの人数が来たときに対処できずにですね、また感染が広がるというようなかたちになっていけばですね、経済対策を講じてもまた、同じようなことを繰り返すというところなので、そのあたりは旅行者もしくはフェリー会社、もしくは交通機関、そのほかの交通機関とは対策は練っていただけてますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ご質問にお答えいたします。今現在もですね、啓発チラシのほうですね、作らせていただきまして、各港のほうに、これは観光協会と船舶組合と、あと両町がコラボしまして作ったものでございます。そのあたりの周知徹底というのは引き続きやっていきたいと思っておりますし、今後もやっていく予定です。そして、そのあたりの情報につきましても、各事業所であったり、フェリー会社もそうですけれども、ホームページなんかでは、周知啓発させていただいております。そのあたり、引き続き徹底していきながら、併せてですね、コロナに対する観光客のマナーとかですね、そのあたりのほうの周知も引き続き徹底してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

そのあたりを徹底してですね、小豆島に来てでも安心だと、また小豆島の方も島外から来られても安心だというようなかたちにしないと、これからの土庄町の経済の発展はないと思います。発展というよりも原状に戻すことが、まず第一前提だと思います。それから、先ほど申しましたように 1 年半経っておりますので、ちょっとスピード感がないというか、そういうところでどういような経済対策を打っていくとか、今更というようなこともありますので、できることは早急にですね、やっていただきたいと思います。

コロナの感染防止に対しての対策は、やっぱり健康福祉課ならびに、ほかの課についても大事なことで思っております。ただですね、またコロナによって廃業に追い込まれ、生活が困難になる方を出さない対策も必要ですので、今一度対策を進めていただきたいと思います。質問は以上です。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

4 番三木です。3 点質問を行います。

通告書の 2 番目、3 番目を入れ替えて質問をいたしますのでご了承ください。

まず始めに、後期高齢者医療制度における人間ドック補助制度の復活であります。本年 4 月より広域連合からの補助が廃止されました、人間ドック助成制度であります。高齢者から復活を望む声があります。県下の状況を見ても各市、複数の町で独自の助成制度を継続しているところもあります。高齢者の疾病の早期発見、早期治療の観点からも助成制度を復活すべきであると考えますので、3 点質問をいたします。

まず 1 点目、行政が所管する、国保・後期高齢者医療の人間ドック助成の実績について説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

議員のご承知のとおり、75 歳以上の後期高齢者を対象とする人間ドックに係る国の補助は、後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を進めるという観点から平成 30 年度以降、段階的に引き下げられ、令和 2 年度末をもって廃止となっており、今後、事業を継続する場合は、全額、町の単独事業として実施する必要があります。

また、県内他市町の状況ですけれども、後期高齢者に対する人間ドックはも

ともと未実施の市町が多かったこと、また、先ほど申し上げましたとおり、国の補助が廃止されたことも重なりまして、本年度は当町も含め、過半数の市町が未実施と聞いております。なお、当町では、後期高齢者に係る人間ドック事業については終了することといたしましたが、一方で、後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を昨年度から新たに実施をいたしております。一体的実施事業といいますのは、当町が目指しております健康寿命の延伸の実現に向け、ご質問にありました疾病の早期発見、早期治療に寄与する健診事業などの保健事業と、フレイル対策などの介護予防事業を一体的に実施する事業で、地域の特性に応じた、きめ細かなサービスの提供が可能となります。

1 つ目のご質問にありました国保・後期高齢者の人間ドックの助成事業に係る実績についてですけれども、過去 3 年分を申し上げますと、平成 30 年度が、国保が 64 件 155 万 144 円、後期高齢が 16 件 51 万 256 円で合計 80 件 206 万 400 円、令和元年度が、国保が 70 件 169 万 7142 円、後期高齢が 20 件 64 万 184 円で合計 90 件 233 万 4326 円、令和 2 年度が、国保が 71 件 177 万 2064 円、後期高齢が 25 件 81 万 2300 円の合計 96 件 258 万 4364 円となっております。被保険者数に占める受診者数の割合は、国保が 2%、後期高齢が 0.7%程度と、国保に比べて、後期高齢者の受診割合は低い状況が続いております。

また、当町では小豆島中央病院に委託して人間ドック事業を実施しておりますが、受け入れ可能人数に限りがあることから、現時点では希望される方全員の受診が困難な状況でございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

丁寧な説明、ありがとうございます。人間ドックの受診率が国保が 2%、後期高齢が 0.7%程度ということでございますけれども、受診することが当たり前の社会保険の被保険者の私からすると、想定外の受診率の低さであると思います。その理由が健康に関する個人の意識の低さなのか、受け入れ側の医療体制が整っていないかのどちらかだと思いますが、まあどちらでしょうか。定かではございません。

2 点目の質問に移ります。広域連合では健康診査を推奨しておりますが、その内容は人間ドックとどのような違いがあるか。また、町が後期高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業を推進するのであれば、健康診査についても、高齢者に分かりやすく丁寧に説明を行うべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

2 点目のご質問ですが、後期高齢者健康診査と人間ドックの相違点についてですけれども、人間ドックにつきましては、胃や胸部にかかる検査項目がありますが、健康診査についてはございません。しかしながら、当町で実施しております、がん検診を併用していただくことにより、ほぼ同等の検査を受けることが可能となっております。また、自己負担につきましてもがん検診との併用のほうが割安となっておりますので、後期高齢者の方で人間ドックをご希望される方に対しましては、その都度、チラシ等を用いてご説明をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

分かりました。複数の健診を受診することにより、人間ドックと同等の検査が受けられるということでもありますね。はい、ありがとうございます。今後はより分かりやすく説明をお願いして受診率のアップにつなげていただきたいと思います。

最後に、先ほど小豆島中央病院の受け入れ人数に制限があると説明がございました。小豆島中央病院における人間ドックの受け入れ状況、ならびに行政支援の考え方についてご説明をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

小豆島中央病院における人間ドックの受け入れ状況、行政の支援についてですけれども、現在、町といたしましては地域の医療機関の利用を推奨するという観点から、人間ドックにつきましては小豆島中央病）のみで実施しております。小豆島中央病院では、年間に約 300 人の方の人間ドックを実施されておまして、本年度につきましては、そのうち 100 名分を土庄町に割り当てをいただいております。町といたしましては、さらなる受け入れ可能人数の拡大を希望しているところですが、健診室の体制等から現状では拡大は厳しいとの説明を受けております。今後は、小豆島中央病院に対し、健診体制の拡充と合わせて、受け入れ可能人数の拡大をお願いしていきたいと考えております。

また、町といたしましては、引き続き、町民の皆さまが日常生活を制限されることなく、健康的な生活を送ることができるよう、人間ドックのみならず、国保の特定健診、後期高齢者の健康診査、またがん検診等についても、少しでも多くの方に受診していただけるよう、引き続き、受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

はい、ありがとうございます。脆弱な医療体制を余儀なくされている小豆島の地域医療にとって、島民一人ひとりの健康に対する意識を高めることが、わが身を守り、家族を守り、島を守っていくことにつながると思っております。コロナ禍の中、目の前の対策に追われ、大変な時期ではありますが、アフターコロナを見据えて、島の医療を守っていくためにも、行政と小豆島中央病院が十分協議をして、高齢者のみならず、若い世代の疾病の早期発見・早期治療・重篤化の減少のため、小豆島中央病院における健康管理室の充実を支援し、人間ドックの受診数を増やしていく施策を行うべきと考えますが、三枝町長いかがですか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長

それでは三木議員の再質問にお答えしますが、皆さんご存知のように、小豆島中央病院、両町で運営しております。そんな中で、人間ドックも含めてですけども、健康診療の部分についてはですね、特に両町で支援をこれからも続けてまいる所存ですけども、ただ、今なかなかドクターがいないということですね、そのあたりもまた併せて、香川医大さんとも協議しながらですね、できるだけこの人間ドックの、年間 300 人ですか、これをできるだけ、もっともっと多くするようにするべきかなと思っております。

小豆島町ともですね、まず、連携しながらやっていこうと思います。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

町長の前向きなご発言、ご答弁ありがとうございます。

毎月、たぶん例月で小豆島中央病院と報告会を行っていると思います。そういうふうな中でですね、小豆島町の町長、それから病院の佐藤管理者、三枝町長と島の医療について、前向きなお話をやっていただいて、ぜひとも、この施策を推進していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

不燃ごみ最終処分場計画についてでございますが、6 月の私の質問に対して、9 月議会までに町としての方針を示すと町長より回答がございました。8 月 27 日の教育民生委員会において、担当課より町内整備候補地 2 カ所、島外搬出先候補施設数カ所、島内完結候補地 1 カ所の説明がありましたが、今後どのよう

な協議を行い、決定していくのか、そのプロセスとタイムスケジュールの説明をお願いします。

まず1点目、町内整備候補地2カ所について、地権者の了解、自治会の同意等は問題はないのですか。説明をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員のご質問にお答えいたします。町内整備候補地につきましては、行政側のみで選定をいたしました。今後、この場所で計画を進めることが正式に決まりましたら、地権者及び自治会の皆さまへ説明会を実施し、丁寧に交渉をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。それでは今回の委員会での説明は提案であって、あくまでも協議はこれからということで理解をしてよろしいですか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

提案ということですが、そのとおりでございます。行政側として、利便性、立地条件など、町民の皆さまにできるかぎり不利益とならないように選定をさせていただきました。先ほど申し上げましたとおり、協議は正式に決定してからということになります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。

次に島外搬出についてであります。町内の不燃ごみを半永久的に搬出し続けることは、ならないと考えますが、担当課として見解はいかがですか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

島外搬出でございますが、期間につきましては明確に申し上げることはできませんが、現在は島外搬出以外には方法はございませんので、民間業者、搬入

先自治体とは丁寧に協議を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

ありがとうございます。なかなか難しい問題ではございます。

最後に今回、委員会の中で島内完結候補地に関して説明がございましたが、その協議はどの程度進んでいるのか、説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

三木議員のご質問にお答えいたします。候補地につきましては、それぞれ、建設に際しての経緯がございます。それらを、十分に吟味いたしまして、担当課で調査を進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

いずれにしても処分場問題は、わが町の喫緊の課題であり、難解な難問であります。どの案を進めるにしても、相手方のあることですから、慎重に協議をし、町としての責任と誠意を持って進めていただきたいと思います。と思っています。

次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、先ほどの鈴木議員との質問と重複することがあるかと思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、長年わが町の社会福祉の拠点であった、総合福祉会館働く婦人の家が土庄商工会に一部貸し出され、社会福祉協議会は 9 月 1 日より、中央公民館に移転をして業務を行っております。超高齢化が進み、福祉政策の充実が求められるわが町にとって、ボランティア活動、生きがい対策の拠点であるはずの総合福祉会館という活動拠点を失うことは、明らかな福祉政策の軽視であり後退であります。国の補助金を繰り上げ償還までして、貸し出すことを決定した執行部の見解を求め、4 点質問いたします。

まず 1 点目、貸し出しに至る経緯については、先ほど、鈴木議員の答弁と重複するかと思いますので、この経緯について執行部より議会に対して説明があった事実関係を確認をいたします。まず、令和 2 年 3 月、新年度当初予算の説明時において、商工会移転に伴う愛の園改修予算の説明を受けました。その後、令和 2 年 9 月の委員会において、新庁舎進入路の拡張工事に伴う商工会等との用地交渉についての説明がございました。その中で町長が交換候補地について

は商工会に対し、提案をしているという報告がございました。そして、飛びまして、令和３年２月の委員会で社会福祉協議会が中央公民館に移転し、その後、商工会に貸し出すことが決定されたとの報告がございました。

以上が、執行部側より議会のほうに報告があったものとして、以上間違いございませんか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃられた各委員会、議会での答弁について、認識はしております。ただ、先ほど鈴木議員にもお答えはいたしておりますが、長年にわたって利用していただいた利用者の皆さまへの丁寧な説明が、早い段階でできておりませんでした。それにつきましては、直接、ご訪問させていただき、移転の経緯、また、今後の活動場所、利用方法について協議を行っております。利用者の皆さんが、今後、支障なく行えるように努めていきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

４番 三木俊明君。

○４番（三木俊明君）

ありがとうございました。丁寧な説明をお願いします。

２点目の質問に移ります。働く婦人の家については、地方自治法に基づき、設置、管理条例が定められておりますが、９月に商工会に貸し出すにあたりですね、本会議に、廃止条例案、もしくは改正条例案が上程されておられません。それはなぜなのですか、説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

現在、県を通じ、国へ補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく目的外使用の手続きを進めており、承認手続き完了後に条例の整備を行いたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

４番 三木俊明君。

○４番（三木俊明君）

本来であれば、本議会に上程されるべき事案であると認識しております。以後このようなことがないよう、事務手続きを正確に行っていただきたいと要望

いたします。

次に 3 点目、条例では働く婦人の家の運営委員会を設置しておりますが、今回の移転にあたり運営委員会とどのような協議がなされたか説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

働く婦人の家運営委員会の皆さまへは、本年 2 月中旬に、社会福祉協議会及び利用団体の皆さまが中央公民館に移転することについてご説明を行っております。本来であれば本年 5 月に開催予定の運営委員会が、新型コロナウイルスの影響等によりまして延期になっておりますので、早期に開催し、委員の皆さまに再度ご説明したいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

できるだけ早期に開催をして、運営委員の皆さんには丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるようにしていただきたいと思います。

最後に町長に答弁を求めます。町長は、わが町の社会福祉施策について、どのような見解をお持ちですか。お願いいたします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、三木議員の質問にお答えします。

社会福祉政策、福祉政策ですけども、生まれた方からですね、お年寄りまで、幅広くあるわけですが、この社会福祉協議会の建物の話が今出ておりましたけれども、それ以前にその社会福祉協議会の、どのような見解ということですが、当然一番大事、というか大事な一つです。

やはり、健康寿命を延ばすということもあつたりとか、子どもについてもですね、学校に行かない子どもがいたりとか、そういったのも当然、福祉政策の中に入っております。そのあたり全般的にですね、今後、社会福祉協議会の皆さん、また、町の執行部の中でですね、担当課も含めて、これからも協力的に推し進める事業の一つではないかな、と考えております。そういったのに当然お金も、当然伴ってくると思うので、そのあたり、予算も考えながらいくべきかなと思います。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

ありがとうございます。ここですね、ちょっとあの、福祉会館ができた当時のことで、ちょっと町長のほうに認識していただきたいと思うことがございますのでお願いします。

昭和 61 年 3 月、総合福祉会館竣工にあたり、当時の山脇町長は、総合福祉会館を拠点にボランティアの輪を広げ、地域福祉の充実と幸せで健やかな町づくりに励みたい。また、高橋議長は、高齢化、核家族化の進む中、人的サービスや生きがい対策の充実のため、ここを拠点に本町社会福祉の向上に寄与されるものと確信していると述べております。そんなわが町の社会福祉理念のもと、歴代のボランティア団体さん、活動団体さんの皆さん、それぞれの活動が、この理念に基づき社会貢献に寄与したいとの強い自負を持って活動を行っていたと認識しております。町長、ありがたいことだと思いませんか。

8 月 26 日でしたか、福祉団体、ボランティアグループの皆さんが三枝町長に対して要望書を提出しております。今回の件についての問い合わせをしたと聞きました。皆さん異口同音に言うのは、なぜ、社会福祉の拠点である総合福祉会館を商工会に貸し出し、われわれ利用者が他の施設の貸館で活動をしなければならないのか、という問いに明確な返答がなかったということです。町長、今日は傍聴席、モニター越しにたくさんの傍聴の方が来られてます。その町民の皆さんに向かって、明確な説明をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今回の社会福祉会館の拠点ですね、この移転等については、その時にもお話はしたんですが、この庁舎ができるっていうのは、1 年、2 年前に決まってきました。冒頭に言われた、昭和 61 年、できたそのあたりの話も伺っておりました。当然時代は変わってですね、少子高齢、高齢者の方も増えました。足腰悪い方も増えてます。そんな中で、去年の、たぶん 5 月、6 月だったと思います。もし、公民館行くようになればですね、皆さんとお話する必要があるんで、そのあたりは指示はしておりました。で、理由はですね、足腰悪いということで公民館であれば、2 階 3 階上がるのもエレベータで上がれるし、また、会議室も結構あるので、いろんなところで便利になるだろうという。ただし、これはこっちの判断なので、去年の 5 月 6 月には、また話はしてねと、こちらのほうから担当課のほうにはしておりましたので、そういう話がずっと進んでるもんだと思っておりましたし、今年になってですね、何もなかったんで、じゃあそろそろという話が 2 月だったと思います。

ただ、そのときに聞くとところによると、なかなかそういう細かい話できて

いなかったというのが現状で、この間、陳情に来られたときに、初めて聞きました。なので、これからですね、そういう話は、「だろう」ですっときておりましたので、まさかというぶんもありました。なので、今後ですね、ボランティアの方、それから老人の憩いの場所、福祉ボランティア団体の皆さんとですね、もう少し丁寧に、有効に公民館が使えるような、そういうことを考えて、進めていきたいなと考えております。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

町長の、申し訳ないですけども、そういう考え、そういう姿勢が職員の町民の皆さんに対する対応に表れているのではないかと私は思います。

私は社会福祉をはじめ、町づくり、地域活性化、すべての基本は人づくりにあると思っております。

いくら行政が計画を立て、福祉制度を整備しても、それを担っていくのは町民イコール人であります。この町に一番欠けているのは、一番求められているのは、人づくりの政策であると思っております。この夏行われたオリンピック・パラリンピック、特にハンディキャップを背負ったアスリートの皆さんが口々に述べられていたのは、自分の努力よりも、サポートをしてくれた人々への感謝の言葉でした。感謝の心とサポートをする力、その活動拠点を行政が奪ってしまうようなことがあってはなりません。要望書の中には、新たな社会福祉拠点の整備要望があったかと思います。その要望は、なにもこんな立派な建物、施設を要望しているのではございません。既存施設を活用し、今までどおり使用でき、「ここがわが町の新たな社会福祉の活動拠点ですよ、皆さん大変ですけど、町のために頑張ってくださいね。」という町長の言葉、町の姿勢が示される場所を求められているのだと思います。

全課が新庁舎に集められ、集約され、行政側手はここで統一されたとなっておりますけれども、住民側からすると生涯学習の拠点の中央公民館が貸し出し業務だけになり、保健福祉施設の拠点のやすらぎプラザが現在使用できない状態であります。住民と行政との距離が広がってしまっているのではないですか。ここは改善していきましょうよ。三枝町長、今からでも、新庁舎周辺の既存設備を活用した社会福祉拠点の整備の考えはございませんか。答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

核となるこの庁舎ができました。先ほどおっしゃるようになりますね、ここを中

心に利便性を高めながら、これからやるべきは必要になってくるかと思います。

今の中央公民館ですけども、9月1日からということなので、まだコロナ禍の中でなかなかいろんな団体ですね、パン工房から始まって、全部で38団体と聞いております。この方たちの会合等もなかなかできてないっていうふうに聞いております。この方たちがですね、実際に動けるようになってから、やっぱり利便性が悪いだとか、いろんな問題点が出てくるようなことであれば当然この周りに何らかのかたちでの整備っていうのも必要となってくるのかなと思います。今現在、なかなかどこもやっていないというように聞いておりますので、そのあたり、この間のときもそういう話が出ておりました。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

町長、議会における町長の発言、非常に重たいものがあります。今ここで皆さん、聞いております。なんとかやってくれるんじゃないかなと期待を絶対すると思います。この拠点整備については、町民の皆さん、理解が得られるものと思っております。ぜひとも進めていただきたいことを願いまして、質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩をいたします。再開は13時00分といたします。よろしく願います。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後1時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

7 番濱野でございます。一般質問の許可を得たので、2 点について、質問をさせていただきますと思います。

まず、コロナ禍における町有施設の使用制限と今後の町の方針についてであります。コロナ禍における町有施設の使用は、感染者の発生状況により使用停止となるとなっております。使用制限に関する指針はどのようになっているのでしょうか。併せて、行政の関わるイベントや会合等の開催に対する指針はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍における町有施設使用制限に関する指針については、国からの基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症対策に対する香川県対処方針、町の新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針に従っております。また、それに加えて、島内、町内の感染状況を踏まえて対策を講じております。イベント会合等の開催に対する指針についても同様の考えで行っております。人流を抑制し、感染リスクの低減を図るなど、住民の安心と安全を最優先に考慮して対策を講じております。

休憩

○議長（高橋正博君）

マイク不良のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 03 分

再 開 午後 1 時 03 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍における事業等の開催の有無につきましては、これまでも国や県の発出します通知などを踏まえ対応してまいりました。また、イベントの開催にあたりましては、特措法第24条第9項に基づくイベントの開催についての協力要請などで示された基準等を踏まえながら、随時対応しているところでございます。町が主催するイベントにつきましては、全国規模のものから地域を限定したもの、また参加者を限定できるものから不特定多数が出入りするものまで、さまざまございますので、それぞれのイベントや大会の多くは、実行委員会というものが組織されております。ですので、すべてのイベントを一律の基準で運用するということではなくてですね、イベントの内容やコロナ禍の影響、また地域の状況を見ながら、実行委員会などの協議を踏まえて、判断しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ただいま答弁がございましたが、わが町におかれましては、陽性者が出た場合には、すべての町有施設が使用中止というふうなことになっておると私は理解をいたしております。他市町と比べますと、そのあたりは各行政単位で認識

が違う、また、やり方も違うのかなということでもあります。わが町で決めていることですので、あまり言うことはできないと思いますけれども、現在、関係各所のご尽力によりワクチン接種が進み、10月には希望者に対して2回の接種がほぼ終わるというふうにお聞きをしております。これまでとこれからでは状況や条件は、当然、変わってきており、コロナの知識や対策等の情報は蓄積されてきている中、今後の対応はどうなるのでしょうか。まだまだ未知な部分があるとはいえ、コロナ発生からまもなく2年が経とうとしております。当初のままの対応というのは対策として、いささかどうなのかなというふうに考えております。

町有施設の使用に関しては、最近、スポーツ少年団の練習場が見つからないということをお聞きしました。また、各種団体が会合を予定していた場所が、使用制限のため、別での開催もしくは中止、延期になったというふうにも聞いております。今のままで対応が変わらないのであれば、このコロナが感染症法の指定感染症から五類感染症相当の基準にならない限り、この方針はずっと継続するものであるというふうに危惧をいたします。よく0か100というふうな議論になりますけれども、普通に考えますとコロナウイルスがなくなることは考えられないと思います。このままの対応を維持するのであれば、何かを行うときには、必ずコロナが発生したときの場合、それもまたさまざま、種々状況が違ってまいりますけれども、その状況を考えながら計画をしていかなければならないというふうなことになるかと思います。

さまざまなケースがあり、一律に規定をすることは難しいと思いますけれども、特に子どもに関することや公共に関わる団体など、生活の中で必要とされる活動には、ケースバイケースで柔軟な対応を講じるべきだというふうに考えますけれども、そのあたり、町としての方針をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、国、県及び町の方針に従い、住民の安心と安全を最優先に考慮して対策を行ってきましたが、濱野議員が言われますとおり、住民生活にかなりご不便をおかけしていると思われまます。現在、町有施設における利用制限に係る運用について検討を進めています。今後はワクチン接種が進み、これまでとは状況が変わってきており、住民生活の影響も考えながら、また、住民の安心と安全を考慮しながら、町有施設の使用について、対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

先の質問でも述べましたが、特にスポーツ少年団に関しましては、お伺いすると、練習は禁止していない、ただ、場所の使用を中止にしているだけだということでございます。ただ、わが町におきましては、その練習する場所がすべて町有施設になっている、というところで練習をする場所もない、というのが現状であります。中学校の場合は、中学校のグラウンドで部活動等々をやっております。これは生徒の活動の一環ということで施設として使用を認めているということでもあります。お伺いしますと、隣の小豆島町でも小学校は同じ考え方で施設は使用できるというふうなことであろうというふうには思います。ただ、わが町の土庄小学校におきましては、建設された当初から外部の使用を禁止するというので、一切の貸し出しができない状態にあります。そういうような状況で今、スポーツ少年団は非常に困っているというのが現実であります。

確かに今まで、たくさんの施設が使用できたということは非常に恩恵を受けているというふうには思うんですけども、こういう場合になんの対策もないというふうなことで非常に危惧をするところであります。

土庄町の教育方針がございます。その中には、健やかな体ということで小学校では、規則正しい生活習慣を身に付けながら、等々ありますし、もう一つが、土庄町教育基本大綱の中にも生涯スポーツ活動の振興ということで、スポーツ活動に対しては一生懸命推進するというふうなことも、土庄町の教育方針としてのわかっているところであります。

小学校に関しましては、今は、今しかないんです。社会人に関しましては、別の大会であるとか、来年でいいじゃないか、というふうな話は理解はできるんですけども、子どもに関しては、6年生は6年生、3年生は3年生しか実際に活動できないですし、そのできる機会をなくすというのは非常に教育方針としていかなものかなと。私は、土庄町は地域みんなが子供を見守るというふうな土庄町の教育憲章がございます。みんなで育ててあげるというふうな大きな基本方針がある中、今の対応では、その基本方針すらもどうなのかなというふうな考えがございます。段階的でも構いませんけれども、ぜひ、早急に、特に子どもに関すること、また、公共の団体に関することに対しては、使用制限を徐々に緩和していくというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

濱野議員のご質問にお答えします。というか、まず教育憲章、それから教育

大綱、それから本町の教育方針。子どもたちの健全な育成という中には、学力であつたり、体であつたりというものは欠かせないものであるというふうに認識しております。

今回、今ご指摘いただきましたように、町有の施設、体育館、グラウンド等につきましては、今現在、休館。貸し出しをしていないと。これにつきましては、弁解ではないんですけれども、この判断をしたときには、8月であつたと思うんです。あのときにオリンピックがあつて、それが進んでいく中で、感染者が全国的に増えてきたと。しかもデルタ。デルタ株の、変異株が非常に蔓延してきておる。子どもたちにもそれが大きく感染が広がっておるというような中で、子どもたち、すべての町民の方々を守らなくてはならないというような思いもありまして、この際、これは言い方悪いですが、この機会に、やはり人の交流を一時的にも止めなければならないのではないかというようなことを考えました。そして、今、対応をさせていただいております。その対応の中で、8月、夏休みの終わり頃になりまして、本町は8月25日から2学期のスタートでしたけれども、1週間、臨時休業。これも、子どもたちへの感染が広がる。高松であつたりとか他の市町で、子どもたちの感染が広がっておる、いうことを踏まえて、本町においても、学校の中で感染が広がったときには、学校をさらに休業するとか、対応をとらなければならないということが非常に大きな課題になってくる。というようなこともあつて、1週間、延長しました。そして、9月の1日からスタートしたわけですが、今現在、9月の13日から対応としては継続させていただいております。

これは、子どもたちにとって、9月の1日から学校という場で、多くの子どもたちが交流をする。生活をする。そこでどういうふうな対応、接触、そういうようなものがあるか、ということが、ひとつの危惧の中にはありました。そして、若干、様子を見なければ、というようなことで延長をしたわけなんですけれども、ただ、香川県内の感染状況、ご存知のとおり、今、県下全域でも、1桁、この非常に急激な、というか、非常に皆さん方が自粛をし、守って、自分の体、友達の体、多くの人の体というものを、守ってくれておる。それによって今の現状があると、というようなことになっておると思います。

したがいまして、この件につきましては、ご指摘いただいておりますように、一律にこうあるべき、ということは、これからは考えられないだろうというふうに思っております。その都度、ケースバイケースになりますけれども、そのものを判断しながら、やっていくということしていきたいというふうに思っております。

例えば、実際に活動する、じゃあ、その活動する人数はどうか、そして、時間はどうか、場所はどうか、こういうものを十分検討し、また、実

際活動していただいております方々にお願いをし、検討し、ここは踏みとどまっていただける、というようなことも検討の一つとして、各種団体、主催される方は考えていただきたいなど、そういう方向でお願いをしていきたいというふうに思っております。

したがって、今現在、今の状況の中で、子どもたち、ほんとに、学校が始まっていますけれども、体が動かせないというんですか、自由な行動を制限されておりますので、ストレスがたまっておるというようなことがあるだろうと思います。それでも、子どもたちも元気に学校に来てくれております。それをいち早くわれわれとしても、見守り、そして支援をしていくという方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

そしてこれから後につきましても、一律で、というようなことではなくて、取り組んでいきたい、という方向で、取り組むと同時に、使っていただいております皆さん方にも、さらに、緊張感をもってですね、対応をしていただけるようお願いをしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

柔軟な対応ということでございます。ただ、やはり、子どもたちは明日にでも動きたいというふうな気持ちも、たくさんあると思います。普通に感染した方の対応を考えてみますと、陽性になりました。それから入院等々、観察をします。それから、陰性になりました。それから経過観察で約 2 週間ほどみるというふうなことでございます。その後には、一般の生活に復帰する。当然のことです。その経過観察ということで考えますと、土庄町、小豆島町の小豆郡内で発生したのは 8 月の末、本日は 9 月 15 日であります。約 2 週間、感染者が出ていないということは、経過観察といえ、今、小豆郡内にはコロナの陽性者は非常に少ないのではないかなというふうに思われます。

例えば、コロナ感染者がいなければ、例えば 10 人集まろうが、1000 人集まろうが感染のリスクは非常に少ないというふうに考えます。もちろん、ゼロとは言いません。当然、無症状の方もいらっしゃいます、ただ、そういう状況の中で、無症状がいるからとかそういうんじゃなくて、普通の今の対応であれば 2 週間の経過観察をした後には一般の生活に戻れるというふうなことを鑑みれば、小豆郡内で出ていないというふうなこと、現状をみますと、ある程度の緩和は必要、必要というとおかしいですね、緩和もできる場面もあるのではないかなというふうに思います。

どうしてもスポーツ少年団、私も野球部あがりなので、またスポ少の役員も

している関係上、どうしてもそこに目が行くんですけれども、もともと土庄町のスポーツ少年団の加入率も30パーセント前後ということで非常に少ないというふうなこともございます。そういうふうなことも考えると、一日でも早くそういうふうな対応を検討をしていただいて、できれば、そういう部分から、当然、使用に関しては制限はあるというふうに思います。

例えば、参加する方の名簿をとるとか、昔、COCOA（ココア）、最近もあるんですけれども、COCOA（ココア）というシステムがございます。開発当初、不具合があったというふうには聞きますけれども、問い合わせると、その不具合は解消しているということでございます。なぜ広報をもっとしないのかなと僕は個人的に思っておるんですけれども。例えば、COCOA（ココア）が、全員土庄町の方が導入をしていたとするならば、もしも発症したとしても、そのCOCOA（ココア）を利用して、濃厚接触者は、そこで限定をされます。ということは今みたいに聞き取りではなくて、ちゃんと根拠に基づいて調査ができるということになりますと、抑え込みは非常に早くなるのではないかなというふうに思います。これはもう私の個人的な感覚ではありますけれども、そういうふうなことを鑑みますと、もっともっとできることはあるというふうに思います。

ただ、国が言うから、県が言うからということではなくて、小豆島の場合は、離島という逆に強みがあります。島内で感染者がいらないということは、島内の方はほとんど感染していないという事実にもなりますので、もう一度よく考えていただいて、本来ならば、明日からでも使えるようにしてほしいというふうな思いはございますけれども、もう一度そのあたり検討していただいて、できるだけ早くというふうな言い方にはなるのかなというふうには思いますけれども、もう一度そのあたりのご返答いただけないかなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

今、ご指摘いただきましたとおり、子どもたちにとって非常に大事なものであるということ、これは理解しておるつもりであります。今のいろんな、使うにしてもいろいろな条件は、やはり配慮させていただきたいというふうに思っております。

できるだけ、早急にということでございますけれども、じゃあ、今、子どもたちだけという話もありました。でも実際使っておるのは大人の方も、社会体育ですからおられます。そういう人たちもやっぱりある面、体を動かしたいとかいうこともあるんだろうと思います。そのあたりの条件整備というんですか、そういうものについて、少し時間をいただいて、検討し、そして進めていくた

いというふうに思っております。ご理解をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

先ほど、イベントの件も少し触れさせていただきました。イベントに関しましても、この週末にございます、どでカボチャ大会、ここに関しまして、いろいろなご意見があった中で、PCR 検査とか抗原検査とかいうふうなことも組み合わせて、対応にあたるというふうなことで今回は計量になっているというふうにお聞きをしております。

いろんな、先ほどの COCOA（ココア）もありましたけど、PCR であるとか抗原検査であるとかいろんなツールがございます。イベントに関しても、例えば、島内の人が集まるのであれば、これは賛否両論、今出ておりますが、ワクチンを 2 回接種した方に関してはこうこうこうであるというふうなことも考えられると思いますし、当然ワクチンが接種できない方もいらっしゃいます。その方に関しては、なぜできないというふうなことはしっかりと調査して、もしも、病的なもので、基礎疾患があるので打てないのであれば、そういうふうなちゃんと名目を出して、打っていないというふうな証明を出せばいいというふうに思います。

そのあたり、今からどんどん変わっていく中で、土庄町として独自のしっかりとした対策を打ちながら、いろんな社会経済活動を回していく、またイベント等もやっていくということも考えられるんじゃないかなというふうに思います。

商工観光課長も先ほどおっしゃっていただきましたが、具体的にやっぱり町民はこうこうこうだからこうということを聞かないとやっぱりなかなか納得ができないと、僕は思っています。今こういう状況だからこうしているんですとか、こうこうこうなったら、これから緩めますとか、そういうふうな、ちゃんとした、しっかりとした指針を出す時期に来ているとふうに思うんですけれども、そのあたり、ご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるようにワクチンの接種も進む中でですね、これまでもイベントの開催につきましては、その都度、その都度といいますが、それぞれの特色もありますし、その中で対応してきたところでございます。なので、一律の運用というのはなかなか難しいんですけれども、先ほどおっしゃったような今回、日

曜日にあります、どでカボチャ大会。これは通常どおりの開催はできないんですが、計量だけはやっていこう。その代わり、例えば、COCOA（ココア）のインストールであったり、PCR 検査、そして抗原検査も、もちろんやります。そういう中で、できる限りの可能性を探りながらやっていくというのが大事だと思ってますので、引き続き、イベントの特色なり内容はありますけども、その辺の可能性を探りながら、今後もやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

7 番 瀧野良一君。

○7 番（瀧野良一君）

何度もになりますけれども、例えば、船に乗る際、観光客の方でございすけれども、ワクチン接種を 2 回していると、それプラス、例えば、船に乗る際に、抗原検査のキットを有償ではありますけれども、お渡しすれば、そのときに発症しているかどうかは、15 分から 30 分で一応分かるというふうなことになるっております。厚生省が認可しているキットも、たくさん今もう出ている状況であります。値段にはピンからキリがございすけれども、そういうことをちゃんと、例えば、これは行政の補助でも僕はかまわないと思うんですけれども、そういうことをしっかりとできれば、島民の安心にもなりますし、それから、来る方にとってもメリットがあるというふうに思います。どうしても、島から出て行って仕事しなければいけない、という場合に、船に乗る前に抗原検査をすると、その日は、現時点ですけれども、発症はしていないということは分かるので、そういうふうなこともぜひ行政の仕組み、取り組みとして考えていただきたいなというふうに思います。

これは島内、島外の方いらっしゃいますので、小豆島町との協議も当然必要になってこようかというふうに思いますけれども、万が一それができれば、そういうふうな証明がある方には、なにかの優遇があれば、というふうなことは、岡野議員の質疑の中にも、確かあったように思います。そういうふうなことで経済対策もできるというふうに思っておりますので、ぜひ、種々、いろんなご検討をさせていただいて、土庄町ならではのしっかりとしたコロナ対策をしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、2 点目の質問に移らさせていただきます。

一般廃棄物収集運搬許可に関する基準とその申請の過程についてでございます。

去る 8 月 27 日開催の教育民生常任委員会におきまして、新たな一般廃棄物収集運搬許可についての説明がございました。委員より現在の町内における状況等についての質問はありましたけれども、地元への悪影響があってはならない

というふうに考えております。

許可の申請を受けるにあたり、その過程はどのようなになっているのか。また、許可をするにあたっての基準や要件があるのかをお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

一般廃棄物収集または運搬業の許可の要件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項に規定しております。その許可要件とは、「申請者が一定の技術上の基準に適合する能力を有すること」「欠格事由に該当しないこと」「当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬、処分が困難であること」「申請の内容が同法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に適合していること」以上となります。

土庄町の一般廃棄物処理計画では、ごみの収集・運搬業は許可業者と定めております。今回申請がありましたのは、事業系ごみに関してということで、要件・基準は満たしております。

しかしながら、過去における判例を参考にいたしますと、既存の業者が予想される排出集積量を十分賄うことのできる能力を有していること。さらに、新規の参入を認めた場合、各業者の経営基盤を損なうおそれや、過度の競争により、収集・運搬量に不必要な一時的増大が生じるなど、不許可を適法とするケースもあります。

本町の場合、現状の許可業者で可能な状況と思われますが、今後、町の委託業務を受注すること、コロナの収束後、飲食店の需要の増加が予想され、事業所での収集が滞る場合には、新たな営業許可を検討することが考えられます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ただ今の答弁ですと、業者の、民間の案件は満たしているということになるんであらうというふうに思うんです。答弁の中にもございました、判例があるということでございます。それがこの、私が調べたものと同じかどうかちょっと分からないんですけども、平成26年の1月に最高裁で判決が出た案件では、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものと言える」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が、継続的かつ安

定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき、新たな業者への許可が、既存業者への事業の悪影響を考慮していないとして、取り消されるという事案がございました。これはたぶん、ごみの排出の件に関しては、当該の町の責任があるということだと僕は認識いたします。町の責任において、しっかりと、いうたら、町民のインフラ整備でございますのでしっかりとやってくださいというふうなことだと思います。

その上で、既存の業者をしっかりと守る。これは、防災の観点からも、必ず必要なことであります。万が一、島内業者でなくなれば、島外からの搬出等々に任せますと何かあったときに、その間、来てくれる間、どこにも出せない状況が生まれる、というふうなことは、これは行政の責任において、そういうことは一切あってはならないというふうに私は考えます。そういうふうなことも考えますと、この許可申請に関しましては、慎重に検討する必要があるというふうに思います。町長にお伺いしたいのですけども、そういう認識のもと、今回の案件、今回の案件に対してどうこう言うわけにはいきませんが、今後そういうふうな場合にも、しっかりと、そういうふうな対応をしていただけるのかどうか、ということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは濱野議員のご質問にお答えしますが、今の現状を十分ですね、精査して決めたいと思います。と申しますのも、今現在、まだ町で一部、収集業務やってます。そういったのも踏まえてですね、当然それは、今後民間のほうに移管するということをやろうと、いうことで今計画を進めております。全体的なことをもう一度よく調べてですね、それから判断していきたいな、と思います。

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

現在、わが町におきましては最終処分場の問題や中間処理施設の検討など土庄町に大きな課題がございます。まず一番に地元業者との相互理解がないと、適切な処理ができなくなる可能性もありますし、ひいては、大きな問題になる可能性も抱えている問題ではないかなというふうに思います。

そういう事案を思いますと、やはり、事実、正しい情報に基づいて、正しい判断をするということが一番大切でありまして、その中でも、住民にしっかりと正しい正確な情報を知らせるということが一番必要になってくるのではない

かと。こういう状況であるというふうなことであれば、当然賛否はあろうかと思えますけれども、多くの皆さんは土庄町のことを考えるならば、そういうふうな判断もやむなしというふうなこともあろうかと思えます。

ぜひ、慎重な判断、それから、先ほどもイベント等につきましてもお話ししたけれども、正しい情報を正しく発信するということが一番大切だというふうに思いますので、そのあたりもご考慮しながら今後の対応を求めて、私の質門を終わります。以上です。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番日本共産党の福本耕太です。さっそく質問に入りたいと思います。

1 つ目は、今年 12 月に行われる次期町長選挙に三枝邦彦町長が立候補を表明している点について、三枝町長が自己破産を申請しているということを踏まえてお金にまつわる問題で 2 点質問をしたいと思います。

1 つ目はお金に対する認識です。町長選挙に立候補しようとするれば供託金 50 万円をはじめ、選挙にかかる政治資金が必要です。そのような資金が用意できるのであれば、まず自己破産で返済から逃れようとするのではなく、債権者に対して誠実にお金を返していくというのが、公人、町長を目指す人の社会的責任ではないかと私は考えますけれども、町長の認識を聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

すみません。福本耕太君、上着を着てください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本耕太議員の質問にお答えしますが、これについては個人的な話なのですね、ここで答弁を差し控えたいと思いますけれども、先ほど鈴木議員にも言いました。質問の中、1 番は言っていないので言いませんけれども、基本的にはです、議員の皆さんにも何回かお話をしたと思います。保証と個人の借り入れ債務って全然別物でですね、たぶん福本耕太議員も知ってると思うんですけど、そういう中で、保証人ですから、何人かいる中の一人です。ただ個人でお金借りるっていうことは一人です。そのあたりもあってですね、当然先ほど言われた債権者っていう話も出ておりましたけれども、債権者はたぶん金融機関になると思います。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ちょっと質問と答弁がかみ合っていないんですけど、私が言うたのは分かりやすく言いますと選挙に出ようと思ったら、供託金 50 万円をはじめとお金がかかるんですね。そういうお金を持ってるんだったら、まずそのお金は返済に充てると。自己破産して返済から逃れるんじゃないくて、まず返済をするというのが公人を目指そうとする人の社会的責任じゃないですか、という認識持ってますかということをお聞きしたんですけども。お答えとしたらお金返さんでも別にいいと。立候補することに対しては、町長に立候補することとは関係ないということをおっしゃったんですかね。違う。じゃあちょっと。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

そういう意味じゃなくて、今現在調定中ではなくて審査中という状況なのでそのあたりがちょっと違うのかなと思います。

お金用意できるうんぬんということについては個人的なことなので答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

調停中ということは自己破産、申請されてるんでしょ。要は債権者に対してお金は返せませんよということをおっしゃってるわけですよね。そういう状況で、でも選挙に出ようと思ったら供託金最低 50 万円はいるわけですよね。お金がなかったら選挙できないんですけれども、私が言うてるのはそういうお金があるんだったら、そういう申請そのものを止めて、まず返したらいいんじゃないですかということ、これが公人としての当たり前の考え方だと私は思うんですけど、そうは思いませんかっていうことを聞いてるんです。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、これは個人的なことなので答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

思わないということだと思います。

そしたら時間もありますので、次にですね、先ほど言いましたように、町長

選挙に出ようと思いますと、供託金 50 万円はじめお金が必要になってきます。今、自己破産を申請してお金がないということを宣言されている三枝町長ですけども、この選挙費用っていうのはどこから調達されるのかなと。どこからこのお金が出てくるのかなということが一つ、私にとっては不思議なことになるんですけども、このお金どこから出てくるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

あの、先ほど言いましたようにこれはすべて個人的なことなので答弁は控えさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

町長選挙に立候補するっていうことは、町長になるってことは個人的なことじゃないんですよ。三枝町長。町長になるっていうのは個人的なことじゃないんですよ。選挙に出るってことは個人的なことじゃないんですよ。どこからお金が出てきてるかっていうのはきちんと説明できないと駄目なんですよ。だから私が自己破産してお金がないって言うてる人が、返すお金がないって言うてる人が、選挙には、のお金がありますっておっしゃるわけですから、いったいそのお金はどこから出てくるのかと、誰かに借りるんですか、それとも、自己破産の申請はしてるけれども、別にお金は持ってるんですか。そういう話をしてるんです。不思議で仕方がないんですよ。返すお金はない。でも選挙に出るお金はある。これ誰が聞いても意味が分からないんです。選挙で町長を目指そうというのであれば、そのお金、選挙に出るお金、せめて供託金とかのお金どこからどういうふうに工面しようとしてるのかということは明らかにしないとこれは、駄目やと思いますよ。これ個人の問題じゃないと思いますよ。

ちょっと止めて。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩。

休 憩 午後 1 時 42 分

再 開 午後 1 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

町長答弁をお願いします。三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど、何回も言ってますように、これは非常にデリケートな話だと思います。そちらから見ると。これは基本的には公人ですけども、公人の前に私人です。ということで基本的にはですね、こういう個人の部分は差し控えたいと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私は、三枝邦彦さんがどこかのスーパーで魚を買うとか肉を買うとかいう話をしてるんじゃないですよ。これから公人になるために、選挙に出るお金がどこから出てくるのかっていう話なんですよ。だから、これ、個人の問題じゃないんです。立候補されるんはあなた個人かもしれないですけど、町長になる人、例えばですよ、例えば、町長になる人が土庄町の公共事業を受注してる会社からお金を借りたとします。それで選挙に出たとします。そんなことができますか。違法になりますよね。私が言うてるのは、自己破産して返すお金がありませんと一方言うときながら、一方では選挙に出るから、出ますと言われてるから、そのお金を工面しないといけない、現実的に。これ別に誰が選挙に出たかて、この供託金50万円とか選挙費用ポスター作ったお金は必要なんですよ、これ。こういうお金がどこから出てくるのかっていうのが不思議で仕方がないんですよ。私的な話じゃないですよ、これは。町長選挙に出るためのお金だから。だからきちんとそれを説明しないといけない。現町長が、次、町長目指す上で

は、最低限住民に説明しないといけない内容だから聞いてるんです。誰かから借りるんだったら、誰かから借りるって言うたらいいと思うんですよ。でもね、自己破産申請してる方に対して、銀行とか郵便局とか、それから公的なそういう金融機関はお金は貸さないんです、基本。となると、親戚とか、もしくは知人、友人といったことになるわけなんです。そこをきちんと説明できなければ、はなから、最初から疑惑が出てくるじゃないですか。だからそこを明らかにしておけば、町長も胸張って立候補できるんじゃないですかという意味も含めて質問してます。どこからこのお金は出てくるんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ここは一般質問の場ですね、そういう個人的な、どこからどうとかここでそういう答弁は、言うべき問題ではないと思うので答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。答弁が同じ繰り返しになっているので、また角度変えて。町長も、また紳士的な答弁をお願いします。

○8 番（福本耕太君）

すみません。角度変えようがないんです。すみません、これね、たぶんここにいる皆さん誰が聞いても、ちょっと、すつぽんぽんでお金何にもない人がね、選挙のときにはお金 50 万あるんですいうて持ってくる。じゃ、どこから持ってきたんやっていう話やから、角度の変えようがないんですよ。議長。

これね、三枝町長ね、選挙に出るお金っていうのは政治資金なんで、きちんとやっぱり、住民に説明しないと駄目なんです。だから自己破産と立候補との関係でどういう認識を持ってるのか、お金がどこから出てくるのかっていうことを問うてますので、これきちんと説明しないと立候補できませんよ。社会的当たり前のこととして。そのことを訴えたいと思います。

時間もありますので、次の質問に入りたいと思います。

次の質問はですね、豊島唐櫃漁港の浮棧橋設置の事業についてですね、質問をしたいと思います。

町は、直島に設置された浮棧橋が不要になったことを受けて、県からこれしてもらい受け、半分に切断した後、一方を家浦に、そしてもう一方を唐櫃の漁港内に設置しようとしています。この案についてまず 3 点お聞きしたいと思います。

唐櫃漁港への棧橋設置は地元漁協の要望ではないですね。まずそれが 1 つ目。

2 つ目は町が漁協にお願いして許可を得たものですか。

3 つ目、その際漁業者、漁師さんたちに対して、「これ、ただで付けるから」という話をしたのかどうか、事実をお答え願いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

豊島地区において、ビジターボートを係船許可しているのは、唐櫃漁港のみのため、3 年に 1 度の瀬戸内芸術祭の開催時には、多くの町外ビジターボートの係船依頼がございます。係船申請後に係船許可し、現在、フェリー発着場の近くの防波堤にて係留していただいておりますが、この防波堤の係船場所は、乗り降りするはしごや船を係船するための係船環などもほとんどない施設でございます。干潮時には、防波堤と海面との高低差が大きくなるため、乗り降りに対して大変危険な状態となっております。町が係船指定場所としているため、何か事故が起こると今後、係船していただくことができなくなる可能性もあります。

このような状況を改善するために、漁港管理者である町として、浮棧橋を設置しようとしているもので、地元漁協からの要望ではございません。

また、設置に対して、「ただでできる」という話はしておりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ただで取り付けるという話はしてないという話でした。私、何人かの漁師さんからお話聞きました。その際に、ただで付けるということを知った。「漁協のほうはお金出さんでええから、ただやから取り付けるのを許可してほしい。」という、お願いにきたというのを数人の方から聞いております。この事実関係、ただで付けるという話をしたかどうかというのはすごく大きな問題だと思います。今してないと課長からおっしゃった。これから、追及していきたいと思います。

次に、コロナ禍で住民の暮らし、教育の保障、医療機関や福祉施設を支える予算、これこそが今、最優先されなければならないときに、それさえままならない土庄町が今、なぜ町単独 1530 万も投じて、島外から来るレジャーボート専用の、いわば観光向けの棧橋を設置しなければならないのか。私には全く理解できないんですけども、予算の使い方が間違っているのではないかと思います。

そこで問います。この棧橋は来年 2022 年 4 月 14 日から開幕予定の瀬戸内芸術祭に向けて、アフターコロナを見越して設置すると町は言っています。来年

の春、アフターコロナ、つまりコロナが収束しているという見通しを科学的根拠に基づいて示してください。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

福本議員の再質問にお答えいたします。唐櫃漁港のビジターボートの係船につきましては、先ほど説明したとおり、使用に対して大変危険なものになっております。町としましては、この場所をこのまま係留すべきか検討している折にですね、県から浮棧橋の譲渡の話があり、ビジターボートの利便性、安全性の向上や新規事業として計画するより事業費が安くなるということから、地元漁協の了承の上、設置しようとしているものでアフターコロナのためという話ではございません。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

委員会の説明の中でですね、アフターコロナの芸術祭のときに外から人がくる、係船する。そのために付けるっていうお話、委員会の中で何回もされたじゃないですか。違うの。アフターコロナのためと違うの。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

委員会の中で、芸術祭の話をしたのは芸術祭になると、係船依頼がかなりくると、ようけくるという話でさせていただいたので、芸術祭のために付けるという話ではございません。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

芸術祭になったらたくさん人が来るんですよ。係船依頼が。芸術祭、4月からやるんだけど、そのときすでに、アフターコロナになってるっていう保障はないわけですよ。でも今はコロナ禍の中で、土庄町民が苦しんでる状況で、十分な手当でもできてない状況の中に、私が言うてるのは何でここにあって1530万円ものお金をね、どうなってるか分からへんの、4月22日の段階で。先々予算をつける必要があるんかっていうことを言うてるんですよ。だから芸術祭のときにいろんな、よそから船が来るわけでしょ。応募があるわけでしょ。そういうところに今、お金をつける時期じゃないでしょということを踏まえて、じゃあ仮に、瀬戸内芸術祭のときにたくさん船が来ます、となった場合、これア

フターコロナじゃなかったら来てもらったら困るわけじゃないですか。チェックもできひんし。そういうことを聞いているわけです。アフターコロナになって保障はあるんですか。アフターコロナじゃなかったら、いっぱい来はったら島民、感染する可能性もあるわけやからね。そういうことを聞いているんですよ。芸術祭のときにたくさん人が、船の依頼がくる。そこで、言うたら、感染をしないようにすることができる、コロナが終わってるっていう見通しを持ってそういうのやろうとしてると思うんだけど、コロナがバンバン流行っててもそれやるんですか。そんなわけじゃないですよ。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

ご質問なんですが、こちらの棧橋につきましては、施設が大変危険であるために町としてその棧橋を設置したいということでございまして、当然芸術祭のときには多くの依頼がきますけど、それ以前に施設として浮棧橋をつけることによって安全性を確保できるという意味で設置したいということです。コロナうんぬんの話ではございません。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

だから係船をつけるんでしょ。豊島に船が来るわけでしょ。それを「さあ、どうぞどうぞ、安全に来てください」というために付けるわけでしょ。安全に来てくださいということと呼び込むために付けるわけでしょ。ということは、コロナが落ち着いてなかったら、どんどん、どんどんそうやって安全な場所ができて、船が付けられたら、豊島の人に感染する可能性が増えるじゃないかということ言うてんですよ。今、それをしないかんときですかと。どんどん来てください、来てくださいていうことをやるために、いうたら GoTo キャンペーンやるために、浮棧橋を今この時期につけなあかんのですかっていうことを聞いているんです。だから、私が言うてるのはコロナが収束してなかったら、来てもらったら困るわけですよ。バンバンバンバン、チェックもできひんところで。そやのに、それを付けるいうことはやね、4月の芸術祭のときにはコロナが収束してるという見通しを持ってるんですよということを聞いているんですよ。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

今回のこの浮棧橋を設置するにあたりまして、先ほどもちょっと述べさせていただいたんですが、県からの棧橋の譲渡というお話がありまして、その設置

するにあたってですね、本来新設の新しく付けようとする金額よりは、安価にできるということがございまして今回設置するというかたちに判断いたしました。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

安価にできるんだったら別に置いとったっていいじゃないですか。このコロナが落ち着いて、みんなが安心して来れるような状況になったときに、その安価な予算をつけて浮棧橋を付けたらいいじゃないですか。なんで、こんなにコロナで住民が苦しんでいるときに、住民の手当てさえできてないときに、わざわざそれを、今やらなあかんのかということ言うてるんですよ。ちょっと、そこばかり繰り返してもあかんので、次の質問に入ります。

豊島では過去に消防団から観光客に感染者が出た場合、手に負えないから救助したくてもできないと悲鳴が上がっています。それほど、観光客の入島には気を使わなければならない地域です。そこで問いたいと思うんですけども、この棧橋を利用して豊島に島外からいろんな観光客が来た場合、いつどこから来て、どのように上陸してくるかっていうのは把握できないですよ。そういう観光客に対してのコロナのチェックっていうのはどういうふうにしていくんか、具体的に事例をあげて説明してほしいと思うんですけど、その前に今、小豆島でもよそから船で来る人いっぱいいるんですけど、レジャーボートでね。そういう人たちへのチェックってできてないと思うんですよ。できてないですよ、実際。夏場でも海水浴に来てる人たち、それができてないのにどうして豊島でこういうことやったときにできるんかっていう話になってくると思うんですけど、どうやってやるんかと、チェックをどうやってやるんかというのを聞かせ願いたい。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。コロナのどういう状況になっているかの判断につきましては、今現在もできませんし、浮棧橋が付いた状態でもできることはないと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

つまりできることがないんですよ。できることがないんですよ。仮にコロナが収束してない状況で、棧橋つけてどんどんよそから人が入ってきたときに

チェックする機能が果たせないという状況にあるんだから、今、そういうときにどんどんきてくださいという GoTo キャンペーンっていうのは、やめるべきやということを申し上げたいと思います。

次に、具体的に漁師さんたちからの声をあげて質問したいと思います。

1 つは漁船に給油するために設置されている給油施設に給油船が、給油のために来たときにですね、栈橋が給油船の運行の障害になるのではないかと。設置した栈橋がね。という心配が一つあがっています。それについてどう考えているかを答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。給油船につきましては、今現在、付けようとする部分につきましては、漁業組合で、この位置なら大丈夫という話でお聞きしておりますのでその予定としております。もし、そういう形で給油船に支障があるのであればですね、多少の位置変更というのは可能かと思われます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

位置変更というても、アンカー沈めて大工事ですよ。1530 万つけて。つけました、邪魔になったから位置変更しましたと簡単にできる話ではないと思うんですよね。そういうのをきちんとやっぱり精査した上で、きちんと議論した上でやるんだったらまだ話になると思うんですけど、全然議論が進んでない。というところは一つ大きな問題やと思います。

もう 1 点、無医島をめぐる海上診療船が唐櫃を訪れた際に、船が沈めるアンカーが予定の計画になる浮栈橋にあるアンカー、コンクリート沈めて鎖でつないでおるぶんですね、そこに引っかかるんじゃないかという心配の声もあがっております。これについてはどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。済生丸につきましては、長さ 33 メートル、幅 7 メートルでございます。既設浮栈橋から新しく付けようとする浮栈橋のアンカーコンクリートの部分につきましても、推定 60 メートルありますので、それにつきましては、支障ないものかと思われます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

支障ないという答弁がありました。しっかり残しておきたいと思います。

じゃあ次の質問いきます。もう 1 点はですね、レジャーボートが漁港の湾の中に多数入ってきて行き来をするようになればですね、漁船との間で事故が起きたりとか、トラブルに発展する可能性があるんじゃないか、そういう心配ありますけども、その点どういうふうに対処しようというふうに考えておられますか。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。プレジャーボートにつきましては、今現在も唐櫃漁港内にもプレジャーボートたくさんおられます。その中での運行ということです。通常のプレジャーボートの運行に対しては支障ないものかと感じます。あと、係船の船数につきましても、2 隻ぐらいしか占有ができないと考えておりますので、その点は対応できるかと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ではちょっと質問の角度変えます。栈橋設置の工事費 1530 万円についてお尋ねをいたします。この金額というのはどこの業者に見積もりを依頼したものですか。それと、工事請負業者の選定は今どのように考えているのでしょうか。お二つについて答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

設計の見積もりにつきましては、専門の関係のほうから設置に関しての見積もりを依頼してですね、概算金額をはじいております。あと、設置費用につきましては、こちらの町のほうにあります、歩がかりというのがあるんですが、そちらのほうで設計をしましてですね、諸経費などからかけました概算の設計書を作っております。詳細につきましては今後、詳細設計を作成する予定となっております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

業者に委託して見積もりを出したわけではないんですか。町で独自に出したということですね。分かりました。

選定の業者はどういうふうなかたちで選ばれるか。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

工事の選定につきましても、今後設計書ができ次第ですね、町のほうの指名審査委員会にかけまして、そこで選定されて発注するような形となります。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

指名で業者を選ぶということですか。ほんなら、価格がもっと下がっていくという可能性っていうのはなかなか厳しいということになるんですか。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

設計金額につきましては、設計する段階でですね、ある程度の金額を精査していこうかなと考えておりますので、その金額に対して今後、金額が下がってくる可能性もございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

じゃ、まとめに入りたいと思います。

日本共産党は唐櫃漁港に、今の時点で棧橋を設置することは賛成できません。今議会での予算化は中止するべきだと考えます。その理由を述べます。

土庄町民のほとんどがこの棧橋の設置の話を全然知らない議案であるということが一つ。そしてもう一つは地元漁師や住民の要望でもないということです。町が棧橋設置について、漁業者の荷物の積み下ろしにも利便性があるということ为先ほど、今日午前中に話をされましたけども、委員長の報告の中でそういうふうに町のほうが説明した文書が入っておりました。本当に漁業者にとって利便性があるんだったら、漁業者のほうから要望が出てきてないとおかしいんですけども、別に漁業者のほうから、この要望が全然あがってないということで、こういう問題については住民が置き去りになっている、話として。これが出てきてすぐ可決みたいな話になるのはおかしいと。しっかりと議論をするべきだということを述べたいと思います。

そして科学的に、いつになるか分からないアフターコロナのための GoTo キャンペーンは、もうやめるべきだということを訴えたいと思います。

もう一つは棧橋の設置場所が地元住民の生活の障害になるかどうかということ

ころでの議論というのも、今、障害にはならないということをおっしゃったんだけど、住民の中ではまだ理解がされてないんですよね。課長はそう思われてるかもしれんけど、豊島の漁師の中からは不安の声がまだまだある。そこをきちっと整理していく、そこをきちっと話をしていくことが必要だということを訴えたいと思います。

それと一番大きなポイントここなんですけど、いつどこからどのように豊島にやってくるか分からないレジャーボートの観光客に対して、コロナの感染対策、これが十分にできないという状況があるにも関わらず、どんどん人に来てくださいという状況をつくるというのは、根本的に考え方として間違っていると言わざるを得ないということで、また、この 1530 万という巨額の予算を今の時期にこうした事業に投じるということについては到底理解ができるものではないということで中止を求めるものであります。

最後の質問にまいりたいと思います。町のコロナ対応の在り方を根本的に転換するよう求めたいと思います。

具体的には、1 つ目はですね、先ほど濱野議員が、だいたい 8 割ぐらい質問の中で、言いたいこと言うていただいたんですけども、屋外の施設も含めて、今、町は全部禁止しているんですね。でも、その一方で小学校、中学校の授業は、ここより狭いぐらいの教室で 30 人ぐらいの子が授業やってる。外では体育もやっている。そういう状況があります。確かに 9 月 12 日までの禁止という条件については、それまでは 2 桁を超えるコロナ感染者もいましたから、みんな我慢できたと思うんですね。でもそこから先の部分については、学校も始まり感染者も見当たらない、そういう状況の中で、それが 9 月 30 日まで、月末まで伸びているってことに対しては、もう理解が全然得られるものじゃないということを上げたいと思います。

これね、先ほど教育長がしきりに大人の皆さんに注意してほしい、注意してほしいということ言われてたんですけど、指導者の人とか保護者の人とか。これはスポ少にしたって何にしたって大人がいますから、町がグラウンド貸したりとかしてても、これ危ないなって話になったらやめましょうって、その大人の決めることです。自主的な活動に町が場所を貸さないとなくなってしまう自主的な活動そのもの、考えそのものがないということになってしまいますので、一日も早く、グラウンドを、それから体育館等についての開放をしていただきたいと思いますけども、町の考えをお聞きしたいと思います。先ほどもあれされてるんで同じことにならないようにお願いします。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

福本議員のご質問にお答えいたします。先ほど、濱野議員の答弁と重複する部分がございますが、土庄町では、町内施設におけます利用制限につきましては、国からの基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症対策に対する香川県対処方針、町の新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針に従い、また、それに加えて、島内、町内の感染状況を踏まえて対策を講じております。

町民の皆さまには、人流を抑制し、感染リスクの低減を図るため、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、他の都道府県との不要不急の移動・往来の自粛など要請することとしており、住民の安心と安全を最優先に考慮して対策を講じております。

県、国の方針に合わせて対応しております。その中でご質問にありました、屋外施設は使用禁止にしない、公園や多目的広場を家族や個人が使用することは禁止していないことを明確にすることについては、全体で制限をしている中、個々の行動を認めることは難しいと思われませんが、住民生活にも配慮した上で、今、検討していきたいと、検討中であります。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

一つは個々で公園で遊ぶことについて、本来禁止してないんですよね。公園で子ども連れの親がマルヨシの前の公園で遊ぶことについては禁止してないですよ、もともと。今、禁止してるかのような答弁帰ってきましたけど、禁止してないですよ。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

福本議員の再質問に答弁いたします。生涯学習課の管轄は高見山の運動公園のほうは禁止しております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

普通の多目的広場、公園で個人が使うことも禁止してるんですか。例えば、僕が子どもを連れて公園に遊びにいったら、ボール遊びしてる、それから公園でジャングルジムに遊ばせるってことも禁止してるんですか。これしてないって言うふうにお聞きしてるんですけど。できんやろ、そんなこと。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育総務課の所管部分のオリーブタウンのさくら公園について答弁しますけども、あそこについては自粛と。自粛をお願いするという看板を設置させていただいております。見てのとおり広いのです、例えば誰もいない、そこで家族が2人、3人、家族で行って遊ぶのも禁止するのかと、そこまでは禁止していないので、自粛の意味を理解していただいた方はそこで利用できることも可能というふうなことにしております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

それが伝わってないんですよ。そのことが。全部駄目。全部駄目やっていうふうにみんな思ってるんです。あそこに立ってる看板ね、さっきもちょっと写真撮ったんですけど、9月30日まで使用を中止させていただきます、禁止しますって書いてあるんですよ。あれ見よったら、子ども連れた親は入れん。入れない、すみません讃岐弁で。入れません、あれは。それで入って遊んでるのを他の人から見られたら「あの人が違反してはるわ」って思われるから、だから禁止してないのであれば、ああいう看板じゃなくて注意して使ってくださいとか、それぞれの皆さんの判断で気をつけてくださいとかっていう看板だったら分かるんですけど、あれ見る限りみんな、あれが使っちゃ駄目ですよというふうに書いてあるように見えます。そこをちょっと訂正してほしいと思います。

それと時間がないから、もう単刀直入に教育長にお願いしたいんは、基本的にグラウンドとかでサッカーしたり野球したりすることで、感染する科学的根拠をきちんと示すことができなければ、科学的根拠に基づいた基準を作って住民に周知しなければ、これを禁止するっていうのは、もう無理があると思います。だから濱野さんもおっしゃいましたけど、早急に検討して、私としては今日明日で、屋外施設については開放するようにしていただきたい、大人、使っている住民を信じていただきたいというふうなことをお伝えしたいと思います。

最後、時間がないので、これは町長にですけども、今こうしたですね、厳しい状況で住民が我慢している中でですね、一方で観光客とかですね、帰省の住民の方については何のチェックもないと言っていいほどスルーで小豆島の中に、いろんな人が入ってきています。東京やら大阪やら、はたまた北海道やらっていうナンバーがいっぱい走ってますけども、こういう人たちに対して、一つはですね、きちんとマナーを守ってもらいたいんですよ。土庄町が観光の土地だというんだったら、やはりマナーを守らないお客さんに対しては駄目ですよと毅然とした態度を取れる町でこそ、観光の町としてきちんとブランドを確立できる町だと思います。だから、一つはそういう観光に来る人たちに対してはマナーを守ってくださいということをきちんとお伝えしていただきたい。

それはフェリー会社とか観光協会の皆さんと協力をしながら具体的なかたちでやっていただきたいと思います。

具体的に言います。一つはやっぱり特に目につくのは、商業施設の中で若い学生の人たちが、マスクを付けずに、全員がマスクを付けずに歩いています。露骨に。ちょっと終わりましたが、鹿島の海水浴場で 30 人から 40 人の、これ船でやってきた観光客の人ですけど、集まって飲食やってました。こういうことをね、島外の人たちに認めながら、島内の人たちに対しては規制をかけていくっていうのは、これはもう通らない。やっぱり我慢の限界になってしまいます。こういうところにこそきちんとやっぱりチェックをしていただきたいと思います。それと帰省の方、大学とかに行ったりとかして島外に出ている方についてはですね、帰ってきやすいように県に対して、PCR 検査の補助を、公的補助をきちんとするように、土庄の住民に対しては町もそれから県もお金を出して、帰ってくるときには PCR 検査やって大丈夫だっていうのをきちんと島民やら家族やらみんなが安心して受け入れられる状態を作った上で、迎えていけるような状態をつくっていただきたいと思います。これは町長だけじゃなくて、当局皆さんにお願いしたいと思うんですけれども。そういうことをやってこそね、やはり土庄町っていうのは、小豆島っていうのはこれでこそ観光の島やと毅然としているということを皆さんにアピールできるんじゃないかということを訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩をいたします。再開は 14 時 30 分といたします。

休 憩 午後 2 時 19 分

再 開 午後 2 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開します。一般質問を続けます。

○議長（高橋正博君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

1 番茂木邦夫です。はじめに議長の許可をいただきまして、本日通告させていただいた質問順を変更させていただきます。執行部におかれましては当日の変更となりご負担をおかけいたしましたこと、誠にお詫び申し上げます。今回に限り、2 番と 3 番を変更させていただき、1.3.2.4 の順番でいきたいと思います。なお、4 番に関しては時間の制約上、途中までとなる可能性がありますことお含みおきいただけたらと思います。

それでは 1 番からまいります。豊島救急搬送体制と消防団活動の改善をということで質問をいたします。

人口約 760 名の豊島地区には、小豆島とは違い、常備消防いわゆる消防署がありません。日夜訓練をし、専門的な知識を持った消防署員が常駐しておりません。そのような中、救急搬送に関して、地元消防団が対応しているという状況は県内でも特殊な状態と捉えています。消防団員は、ほぼ皆が兼業であり、飲食店などの自営業の方、ご家族に高齢者がいる方が多くおられます。毎月数件の救急搬送の際、コロナ感染リスクの不安を抱えながらも、豊島に住むみんなの安全、安心を守るため、この一心で日々消防団活動に参加しています。

そこで執行部の皆さまにお尋ねします。1 つ目です。豊島で、常備消防を設置せず、なぜ消防団が救急搬送まで担うことになったのか、その経緯と歴史理解について、土庄町としての理解とご説明をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

豊島におきまして、消防団の皆さまが救急搬送を担っておられることに非常に感謝しております。議員のご質問の豊島において消防団が救急搬送を担うこ

とになった経緯でございますが、消防団が患者の搬送業務を行うことは、消防庁が示す消防力の整備指針において「地域の実情に応じて、特に必要とされる業務」に位置づけられており、対応はさまざまではございますが、離島の多い香川県におきましては男木島、女木島、本島、伊吹島その他県内の多くの離島で消防団員が関わっております。

豊島地区における救急搬送の始まりは、約 20 年前で自治会の役員の皆さまが「連絡をくれたら人を集めて搬送する」ということでございました。自治会の共助による搬送が始まったわけではございますが、約 10 年前には自治会から消防団にも協力してほしいという依頼があって現在のような体制になったと承知しております。

なお、常備消防の設置につきまして、現在消防庁が示す消防署の数の基準は、市街地の区域の人口 3 万人までは 1 とされております。

小豆地区消防本部は、昭和 47 年に小豆地区消防組合として発足し、消防署については島内市街地で最高人口数の土庄町庁舎付近に本部庁舎を、旧内海、池田庁舎横に分庁舎を配置する 1 署 2 分署の体制を整備し、平成 27 年度に 2 署体制に集約される際には、小豆島の東部エリア、西部エリアの人口集積が密である地域にそれぞれ消防署を置き、本部については小豆島北部・豊島への対応についての地整、道路事情を勘案し、西消防署に置くこととした経緯がございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

いただきました回答に再質問させていただきます。当時はまだ瀬戸内国際芸術祭なども開かれておらず、20 年前は、観光客はそこまで多くなかったはずで。主に、地元高齢者など島民の救急対応をするために地元の善意から始まった対応だと理解しておりますが、この認識に間違いはないでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

茂木議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただいまの回答に続きまして、2 番にまいります。現在、豊島にはアート関連施設が多数あり、瀬戸内国際芸術祭でも観光客が多数来島している状況です。島の経済や活性化、移住者増加などうれしい側面がある反面、課題も新たに発

生しています。

消防団は観光客が熱中症で倒れた際も救急搬送を担うことになります。コロナ感染のリスクは消防団員はもちろんのこと、同居するご家族、島民にかかり続け、地域医療に関しても負担をかけています。約 1 年前、豊島分団からこのままでは限界があると声が上がり、2020 年 8 月 13 日、土庄町、香川県など関係団体の皆さまと協議する場をいただきました。早急にご対応いただきたい旨、その場で地元からも依頼がありました。そこで質問いたします。芸術祭の主催者側でもある香川県や土庄町として、アート施設運営者など関係団体や消防関係者、地元自治会などと医療体制について、その後具体的に協議を進めていらっしゃるのかご回答をお願いします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、瀬戸内国際芸術祭は 3 年に 1 度開催されており、豊島を含む各島々に、毎回多くの来島者が訪れています。

来年度には、瀬戸内国際芸術祭 2022 の開催が控えておりますが、2021 年 3 月に開催されました瀬戸内国際芸術祭実行委員会における 2022 年の取り組み方針としまして、「傷病者の発生時に初動対応できるような体制を整える」というところが新たに明記されたところでございます。

主催者側のほうにも、このように救急搬送の重要性というのは十分認識していただいているところではありますが、現在、大きな枠組みの中で協議されていることを踏まえつつ、商工観光課としましては、主催者であります瀬戸内国際芸術祭実行委員会との枠組みの中で、役割や負担につきまして相談していければというふうに考えております。

また、アートを運営しておる一民間企業、これ福武財団でございますが、医療体制を整備するということは現状では非常に難しいと思われれます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

重要性を認識しているというご回答がありました。その上で 3 番なんですが、小豆広域行政事務組合がからむ問題とはいえ、協議が開始して 1 年以上が経過しています。今までの慣習から、予算を変更するのに消防に関して時間がかかる事情は私も理解しております。とはいえ、地元住民の消防団や住民の皆さまの危機感、そして切迫感に対して、今のところはまだ感染者や死亡者は出てい

ませんが、それはある種の幸運なことだと思います。対応に時間が少しかかっているのではないのでしょうか。いつまでに、どのように解決するか難しいとは思いますが方針を示していただけますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

茂木議員の再質問にお答えいたします。昨年より協議を行っております、豊島での救急搬送の際に指導的立場となる、消防職員の配置についてでございますが、土庄町といたしましては、豊島の皆さんの善意であること、本来であれば、常備消防が担うべきものを非常備の消防団の方に担っていただいていることを、再三再四、小豆地区広域行政事務組合及び小豆島町との総務課長協議の場でお伝えしてまいりました。これについては、引き続き、豊島地区のみの問題ではなく、広域の常備消防の枠組みの中で何らかのかたちの対応をお願いしたいという立場で、今年に入りましては、小豆地区広域行政事務組合の運営協議会の場での協議に入っているところでございます。

いずれにいたしましても、瀬戸内国際芸術祭 2022 の開幕までには、ある程度の方方向性を定めることを視野に、小豆地区広域行政事務組合、構成町である小豆島町を含め、協議を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただいま笹山課長に苦しい答弁をさせてしまい大変申し訳なく思うのですが、これは非常に判断も調整も難しい問題だと私も認識しております。正直に申し上げて、これは総務課長としての権限や職務範囲を越えている課題だと思います。

三枝町長にそこでお尋ねしたいと思います。町長として香川県や小豆島町などと連携して本当にこの豊島を守る覚悟をお持ちなのかということをお尋ねしたいと思います。昨年 2020 年の 8 月 13 日、町長のほうから香川県、土庄町、医療機関、消防機関、観光協会、福武財団、県芸術祭実行委員会、地元 3 自治会のほか県議まで含めた 50 名を含めた会議を開いてくださったと思います。その後、2 回目は開かれましたでしょうか。お教えてください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、茂木議員の質問にお答えします。それ以降は開いておりません。消防については、先ほどから説明してますように、小豆広域のほうで小豆地

区消防組合ということでですね、当初できて、今は小豆郡の広域行政事務組合の中に入っております。なので、両町から予算組みもし、人も何人までですと枠組みを決めながら、今ずっと運用をしております。

この問題が一昨年でしたっけ、その前かな、出たときに、土庄町だけでは、これちょっと話ができないな。で、県にもお願いしたんですけど、やはり行きつくところは 2 町。小豆広域事務組合のほうでやらないといけないなということで、先ほど言いましたように両町の総務課長で今協議してます。これは、どこまでの話いつてるか聞いておりませんが、ある程度の段階になると、たぶん小豆島町の町長とも話して、どういったことをやっていくかというのを決める時期には、たぶん今年度の終わりぐらいには、何かの方向性は、こう出てくるのかなと思っております。そうした中で、今後実際に常駐職員を置くのか置かないかということも含めて、いや、消防団でやる、今まで自治会もやってましたよね、協力して。それをもうちょっと拡大してやるのかとかいくつか選択があると思います。その選択の中を決めていくのが今年度中になるのかなと。だから 3 月ぐらいかなとは思っています。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただいま三枝町長より回答いただきました。この問題は、豊島地区の話ではあるんですけども、なぜこの場で取り上げさせていただいたかと言いますと、豊島の住民が声を上げて 1 年間、その間、ずっと救急搬送というのは続いておりました。やはり分団長のほうから相談があって、なんの説明もなく当たり前のように救急搬送の出動命令が入ると。自治会長や分団長にそれが入ってくる。それは目の前で困っている人がいれば手を差し伸べる、それはもう大人として当たり前のことであって、そんなことを見過ごすような豊島の消防団員は一人としておりません。けれども、これは感染のリスクを個人で負ってしまうというのは、やはり荷が重すぎないでしょうか。これが当たり前になってしまうのは、やはり大変だと思うんです。現場の班員や島民を守りたい分団長をはじめ、消防団員の複雑な心境、どうか皆さまにもお察しいただきたいなと思って今回取り上げさせていただいています。

担当の職員さんや消防署の事務局、元総務課長の鳥井課長、現総務課長の笹山課長をはじめ、限られた権限と予算の中、非常に頑張ってくださっていると私は思っています。次の調整会議、継続的に開いて関係機関との調整を続けていくところをもう一度、三枝町長に確認をしたいんですけれども、こちら 50 名での会議であつたり、こういったものを開いていく意思はあるのでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

2 回目を開催という要望ですね。今は当然コロナ禍ということで、たぶん県のほうから、全部集めて 50 名近くの総勢になるので、そのあたりはちょっと厳しいのかなと。今の現段階ですよ。今後、コロナ禍がもう少し緩やかになって収束していくような時期が来ればということがまず第 1 点考えられます。

それと、今協議してますので、当然、土庄町と県だけの問題じゃなくて、県は来てましたよね、小豆島町は来てなかったと思います。なので、今は先ほど言ったように小豆島町と土庄町のまず問題ですから、この話がある程度まとまらないと県を呼んで話できないので、この話はもう少しお互いの総務課で、もうちょっと話すのかなと思っています。それ以降ですから、先ほど言いましたように今年度末ぐらいになろうかなと思っています。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ありがとうございます。ちょっと難しい問題である中で回答いただきありがとうございます。財政上の課題も大きいですし、ここにいらっしゃる議会、議員の皆さまの理解とご協力も不可欠な話になると思いますので、ぜひ今後も議会や委員会に定期的な説明の機会をいただきながら丁寧に進めていただけたらと思います。

続きまして、4 番の質問にまいります。④ですね。

消防団員の出動手当についてです。一般団員の場合、年間手当 1 万 7 千円、出動手当が 1 回 2 千円で、香川県下では最低クラスになります。私も最近では、2021 年 8 月 14 日の大雨の際、豊島分団本部として、夜 22 時から朝 8 時まで 10 時間待機をしていたんですけれども、夜通し徹夜して、出動手当が 2 千円ということで時給 200 円。やっぱり香川県の最低賃金も割っているという状況がございいます。この報酬額や現状についてどのような認識でいらっしゃるか教えてください。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

消防団員の出動に関する費用弁償につきましては、直近で平成 28 年 3 月の見直しにより増額をしております。町の財政状況を勘案しつつ可能な対応を行ってきたと考えております。

茂木議員のおっしゃるとおり、現在の土庄町の報酬及び費用弁償の基準は、

県内でも低い水準にあることは認識しております。このような中、今年４月に、消防庁から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されました。これにつきましては、８月２５日の総務建設常任委員会でもご説明させていただきましたが、消防団員の報酬等につきましては、継続的な財政負担となるため、土庄町の財政状況を見据えた上で、国の財政措置も踏まえ、今後、処遇改善について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○１番（茂木邦夫君）

はい。続いてですね、５番に重ねてになるんですけれども、大雨警報などが発動された際に、消防団員が出動する際、常備消防職員や行政職員も出動や待機をされると思います。その場合ですね、手当てや待遇に大きな差ができてしまうと思うんですけど、同じような質問になって恐縮なんですけども、それどのように考えているか教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

消防団は、歴史的には、江戸時代の町火消やいわゆる５人組による駆け付け消防がその由来であり、組員は無報酬であったということでございます。また、消防団員は、ほかに本業をもちながら自らの意思に基づく参加、すなわち、ボランティア精神や郷土愛護精神で活動していただいております、報酬を目的として活動しているものではないと考えます。

一方で、消防庁の通知にもありますように、苦勞に見合うだけの報酬が支払われていないというご指摘も承知しております。

繰り返しになりますが、今後、消防庁の通知を踏まえ、消防団員の処遇の改善については検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○１番（茂木邦夫君）

ただ今回答いただきました。財政上の限界や課題があるのは私のほうでも承知しております。今現在、コロナで大変な中で消防団に手当てとして払うより、正直福祉や教育、コロナで困窮されている方々、そういった世帯にお金を回したほうがいいのかもかもしれません。ただ、今現在、消防団の手当てを増やすということは、財政を圧迫することにもなりますし、じゃあ今が良ければ将来の負担が増えてもいいのかという議論もあります。そんな中で、ただ言えるのは消防団員は地域のためというボランティアの純粋な思いで始まっているところがあ

り、純粋な思いで活動されている方が多く、あくまで金銭目的ではないというところがあると思います。ただですね、これは企業でいうところのやりがい搾取の構造と少し似ているところがありまして、本人たちは言えないんですけれども、活動する人の善意や思いやり、やりがいに甘えてしまって、正当な対価や報酬を与えない。こうなると、どうなるか。人は継続的に活動することができなくなってしまうと思うんですね。そうすると、負担が徐々に蓄積していく。じゃあ、そんな消防団に入りたいという若者が出てくるか。地域の防災を本当に守ることができるのか。今の徹夜して疲れた状態で、じゃあ、いざとなったときに出動してください。そんなときに、まともな防災活動ができるのか。そういったところも含めてですね、まだ検討の余地があるなと思っています。

他市町に比べて待遇が劣っている、この事実はまだ多くの町民や消防団員の皆さんには気づかれてはいないでしょうから、問題は健在化していない部分があると思います。ただ、今のうちにこのあたりは丁寧な説明が必要だと思います。

三枝町長に、ここでお尋ねしたいんですけれども、地域防災の要である消防団の手当てや待機の方法など、より健全な体制の構築と運営が急務と思いますが、どのようにお考えかご回答いただけますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

手当てですね。先ほど言いましたように、今現在1万7千円、年間ですね。1回2千円。国のほうからも、非常に、あまり安すぎるみたいなそんな話も言っていますが、先ほど言ったように財政のことも勘案しながら、当然このままずっと、ということは考えておりません。ただ、これどんだけこう、いくらがいいのかという話にも結論になるかと思えますけれども、そのあたりはですね、財政との調整をしながら検討する余地は当然出てくると思います。今年度もう終わりました。来年度以降ですね、そういったのを状況見ながら前向きには、たぶん総務課も財政のほうも検討していくものと思っています。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

前向きな答弁いただきました。ぜひ、財政や消防署、消防団とも協議しながら健全な消防団運営体制を構築していただきたいと思います。

6番にまいります。多くなって失礼します。大規模災害時にですね、消防団員の協力は不可欠であります。避難行動要支援者リストというのは民生委員さんが管理されています。民生委員さんや自治会長さんは警報発令時に無報酬な

ので、公民館で待機することはないんですね。大災害が起きたときに、そのリストを消防団と共有する必要があると思うんですが、今後共有する予定はあるでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

避難行動要支援者リストにつきましては、75 歳以上の一人暮らし高齢者や介護保険の要介護認定が 3 以上の方などで、災害時に避難の支援を希望する方を名簿に登録しております。

登録を申請する場合、茂木議員もおっしゃるとおり、民生委員・児童委員、自治会、町職員、警察、消防署、消防団等、支援に必要と思われる機関に情報提供することについての同意をいただいておりますが、個人情報の記載があることから、平常時の対応としては、民生委員、自治会長、小豆警察署に紙ベースでお渡ししており、関係の支援者につきまして、必要に応じて閲覧をしていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

回答いただきました。平常時ということ、やはり今後、大規模災害も考えられると思うので、こういったときにどうするかということで話し合いを進めていただけたらと思います。

7 番にまいります。避難所の体制整備についてですが、仮に、豊島公民館に避難しようとしたときですね、布団も何もなく、畳の上に寝るしかないような状態だったんです、先日は。「台風で大雨警報が出て、土砂崩れが起こったらどうしよう」という電話がおばあちゃんからかかってきたんですけども、そういった不安があっても近隣の住民の方って、公民館まで避難はされてこないですね。やはり雨の中、わざわざ荷造りをして公民館まで避難をしてくる。そういうのはなかなかないですと。けれども、熱海のような災害がいつなんどき、私たちの身に起こるかもしれません。そういう中で、いつでも地域の人が気軽に避難ができるような、避難慣れしている地域、防災訓練体制、地域との連携が急務であると考えますが、そのことについてどのように考えていらっしゃるか。また、現状豊島公民館は何人が避難生活が可能なのか、備蓄や備品がどれだけあるか、回答をお願いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

茂木議員がおっしゃるとおり、避難訓練などの常に避難の体制についていうことを構築することは非常に重要なことだと考えております。昨年も今年も毎年、避難訓練、防災訓練につきましては、9月を目途に毎年実施してまいりましたが、コロナ禍の昨今、実施できていない状況ではございます。

今後におきましても、豊島の皆さまのご協力がありましたら、豊島地区におきましても避難訓練は実施していければとも考えておりますので、またご協力を賜ればとは思っております。

次の、豊島公民館の想定収容人数でございますが、それにつきましては90名でございますが、現在、感染症対策を考慮すると40名ということになっております。

主な災害用備蓄でございますが、アルファ米等の食料640食、飲料水660リットル、アルミ毛布110枚、ダンボールベッド42式、パーティション44式、発電機1台等でございます。

これらの配置につきましては、町が目標としております備蓄物資の配分のうち、地域性も考慮いたしまして重点的に豊島公民館に配置しているものでございます。この配置につきまして、豊島の住民の皆さまに今、ご理解できていないのは、われわれの周知不足の面もあろうかと思っておりますので、今後周知についても努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1番（茂木邦夫君）

いろいろ教えていただきありがとうございます。

防災の訓練のときだけではなくですね、台風や高潮、大雨など普段から当たり前のように訓練をしていくことが本当に大災害に備えるということになると思います。ぜひ、警戒レベル3から要支援者をどのように支援していくのか、積極的に前もって避難をしていただく練習をしていくよう準備をしていただきたいと思います。

実際に避難をしてみたら3密になったり、感染リスクがあることが分かったり、課題が見える化してくると思うんですね。地域の人にとっても、本当にそこで1カ月、2カ月避難生活ができるのかなど、現実的なことが見えると思います。もっと準備しておけば良かったとなる前に、ぜひ検討いただきたいなと思います。私自身は総務課ではなく総務防災課などのように課の名称を変更したり、防災推進室という規模にしてもいいぐらいのことだと思っています。職員が少なく大変だとは思いますが、今後ご検討お願いします。

続きまして、すみません、長くなりますが、3つ目の質問に移らせていただきます。

12月の町長選に向け、町長は公的な立場を利用し過ぎではということで、少し厳しめな質問になることをお許しください。

連日、防災無線で朝・昼・晩、三枝町長の録音の声が聞こえてきます。とても流暢で心のこもったお声なので、町民に寄り添った素晴らしい発信だと個人的には思います。コロナ感染拡大防止において、町民の心に直接訴えかける防災無線。これをコロナの前に事前に整備ができたということは素晴らしい成果だと思います。町民の危機意識を喚起し、安心していただくために防災無線を活用するのは非常に理解ができます。

ただ、今年の12月に町長選挙を控えた今、防災無線の録音というのはある側面から見ると、「町内の有権者全世帯約4000世帯に向け、朝昼晩、自分の声をダイレクトに届けることができる、最高の政治活動ツール」にもなりえます。政治活動でいえば、何千万レベルの広告費が必要な方法です。これは公的立場を利用した選挙活動のように見える側面もないとは言えません。しかも、私も何名もの町民とお話しましたが、その声が録音であることに気づいてない町民の方は非常に多かったです。町内の有権者の多数を占める高齢者の皆さんに町長が朝早くから、夜7時までずっと頑張ってくれていると、そう感じさせてしまうには、ある意味十分ではないでしょうか。

町長自身がですね、選挙対策のためなどという意図で発信しているわけでは、当然ないとは思いますが、本当は健康福祉課長や担当職員さんが発信するのでも町民に伝えるのには十分ではないかなと思うんですけれども、そのほうが公職選挙法第1条で言われる「公明かつ適正に行われる選挙に資する」と考えるんですが、その点についての町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

茂木議員の質問にお答えします。今、いつでしたっけ最後は。一週間ぐらい前でしたっけ、実はですね、8月の10日から29日までが多かった。その前にもしてます。なぜかというと、防災無線についてはですね、やはり、することによって若い方も知ってほしいということもあったし、結局ずっと調べていくと正式なきちんとした分析はできておりませんが、基本的には観光客じゃなくて結局帰省した方で家庭内感染、これがほとんどだったので、そのあたり喚起する必要があるのかなということがありました。8月にああいうかたちでやりました。だから、別にそういう意図は全くありません。

今後ですね、国のほう、県のレベル等々が改定になればですね、何らかのかたちでは町民の皆さんに言う必要があるのかなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

回答いただきました。これに関連してですが、私も子どもが昨年生まれたときですね、町長からメッセージが届きました。「おめでとうございます。土庄町長 三枝邦彦より」とあったんですけれども、あたかも、これも三枝町長から届いたと、町長に感謝の感情を抱いてしまうかのように錯覚してしまうようなものがありました。これ名義は本来「土庄町」でも「土庄町 企画財政課」などでも良かったはずで、三枝邦彦氏、ある種、代表者ではあると思うんですけれども、政治家でもあるので有権者への物品の供与にあたってしまう懸念もあります。公職選挙法でも、公務員などの地位利用による選挙運動の禁止が記載されておりまして、こういった活用は特別職である町長として地位を利用したことになるので、公職選挙法的にも差し控える事案ではないかと、他市町の選挙管理委員会でもそのような見解が出ているのですが、町長自身はどのようにお考えかご回答いただけますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

子ども生まれたときのメッセージですね、これは平成の 19 年ですから、10 年ちょっと前から開始されてて、土庄町すこやかエンゼル祝金等条例に基づく祝金の支給事業ということでですね、当時から出してたということを聞いておりました。ずっとしてたんなんですけれども、去年、令和 2 年 7 月をもって終了しております。茂木議員のおっしゃる、そういうことに触れる可能性もあったかも分かりません。正式に調べると。そういうこともあるし、実は、その頃にですね、コープかがわ、広報に載ってたと思うんですけど、コープかがわさんですね、提携させていただいて、お子さんできたら、そちらのほうにコープかがわさんのほうから、一式、子どもが喜ぶ、そういった物を送っていただけるといこともあったので、そちらのほうにもお願いしてですね、土庄のほうからはそういうのをやめるということで、今中止しております。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただ今回答いただきました。それ以外にですね、敬老会のお祝い、自治会やお祭りなど、土庄町に住む有権者の方に対して町長名義、「町長 三枝邦彦氏」名義で、物品を配布されたことがやはりあるようですので、そのあたりやはり疑念を持たれてしまうというのは町長にとっても良くないと思うんですね。

12 月の選挙に出馬されるその覚悟は素晴らしくてですね、私自身も敬意を払

う部分があります。ただ、納税証明書であつたりあるいは交際費をホームページ上で公開したりですね、まずは出馬前にそういった透明性があり、公開されて公表できる公正な選挙ができることがいいと思うんですね。防災無線の乱用の自粛や町長という立場を利用したように見える政治活動ではなく、公正な選挙で正々堂々と候補者同士で争っていただいて、町民の支持を皆さんの前で受けられるような町長を目指す。そういった姿勢で示していただけたら、ありがたいなと思います。

②なんですけれども、今年の２月、２回目の町政報告会を開いてくださいました。自治会長などを除き、ほとんどの町民には知らされてない部分がありまして、知らない方も多いと思います。しかも、町長お一人でされたわけではなくて、教育長、企画財政課長、総務課長、県議他、幹部職員２名が同行して開催していただけてます。

ここから、さらに４点質問します。

(ア)ですけれども、報告会では具体的には３０分と、県議から３０分お話があり、質疑応答がありました。谷久県議はそもそも、県議であると同時に町長の政治団体である後援会会長でいらっしゃると思うんですけど、そのお二人が、町職員を率いて、町政報告をする。これは町長の立場を利用して町職員に協力をさせて、政治活動をしているように捉えられてもおかしくないかなと思うんですけど。しかも幹部級職員に休日出勤をさせてしまっていると。このことはどうかなと思うんですけど、町長はどうお考えていらっしゃいますか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

茂木議員の質問にお答えします。

たぶん、穿った見方だと思います。実はこれは、例えば今年初めてやったんだつたらあれですけど、去年ちょうどコロナでほとんどの会もできませんでした。ましてや、自治連合会会長会、これも毎年５月ぐらいにやってるんですけども、去年も今年も２年続けてできなかったということもありました。そんな中で、去年ですから、例えば令和２年度の当然、臨交金、臨時交付金ですね、コロナの。こういった使い方であつたりだとか、町と県との連携した事業の話であつたりだとか、なかなか広報では出てます。それから県も県政報告というか、県が出す資料出てます。ただ、直接ですね、生の声を聞きながらっていう、なかなかそういう場面もないという中で、基本的に本当に町の中身の話。それと県の中身の話。これを収支しながらですね、一貫してそういう話はしました。

あと、教育委員会は、教育長も行っていただいたので、これは、今年は特にＧＩＧＡスクールなんかもあつたりだとか、だいぶこう教育が変わったという

こともあってですね、これはぜひやっぱり自治会の皆さんにお示しする必要があるなど。少なかったのは、やはりコロナ禍で一自治会 3 人とか 4 人とか人数制限させていただいてやったということで、別に全然そういう意図は、違う意味からしたらそうなるんかも分かんませんが、そういうあれはありません。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

穿った見方ということでそれは失礼いたしました。ではですね、ただそういった人数制限の中で、自治会長さんっていうのは、ある種地域のために活動されていらっしゃって、かつ町長に対して陳情や要望を地元から上げる立場でもある、影響力のある方だと思うんですね。その方だけに話をして、じゃあ一般の方は参加ができない。このコロナ禍でオンラインでの参加の可能性というのは、町長にも前に申し上げたと思うんですけど、それを今回されなかったと思うんですが、それは何か理由があるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

たぶんですね、豊島はありますよね。あとないんです。だから、一からそういう設備もやってというたら、たぶん今後のことになるのかなと思いますけど、そういうオンラインでやるっていうのは当然設備っていうのが結構必要になってきますので、今後ですね、そういったことを、当然、各公民館、各おうちのほうもですね、やってる方、やってない方もいるので、そのあたりは今後の課題に、研究する必要があるかとは思いますが。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ご回答ありがとうございます。すみません、私の時間配分の都合上ですね、ちょっこの部分大幅にカットになりますが、続いて 2 番のゼロカーボンのほうに移っても大丈夫でしょうか。

さわりだけさせていただきます。ゼロカーボンシティ宣言についてですね、こちら県内でも、ほかの市町村、今出されてまして、全国で 444 自治体出ております。①番、今後宣言を出す予定があるか教えてくださいませんか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。手短に答えさせていただきます。

昨年度、地球温暖化対策推進法に基づき、土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしました。本町の計画は、区域施策編として初めて策定をすることから、長期の目標 2050 年度目標は見送りまして、中期の目標 2030 年度に 26%の温室効果ガスの削減を目標として施策を実施しております。そういうことですので、中期での目標ということから現在のところ 2050 年度の宣言は、予定はございません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

計画を作られているのは、素晴らしいことだなと思います。ただですね、町民の皆さんまだ知らないことでして、やはり行政職員さんの仕事としては、町民にとって必要不可欠な事業をされるのがまず第一だと思うんですけども、そのビジョンを示すのがやはり町長の役割だと思います。三枝町長にお尋ねしたいのですが、このゼロカーボンシティ宣言、9 月 10 日に宇多津町もすでに出されています。無料でできる部分ではあると思うんですけど、土庄町としてはゼロカーボンシティ宣言はいつ出されるのか、今のところ検討いただけないかと思ひまして、ご回答をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

宇多津は見ました。堀課長ともその話は出た時点で聞いておりましたし、今後どうするという話もしてたんですけど、状況も見ながらですね、どこかでは出す必要があるのかなと。ただ、それがいつですかとか、2050 年ですよ、それが 2055 年で出すとか、やるとか、そういったきちんとした年号は出ないかも分かりませんが、検討はしたいということは二人で話はしています。

○議長（高橋正博君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ご回答ありがとうございます。

今回全部の質問はできず、執行部の方には大変申し訳くと思いますが、全体を通して、子育て支援やゼロカーボンシティ、SDGs など将来に向けたことが大切だと思いますので、ぜひ今後も公正な選挙で町長を続けていただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 11 号、請願第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 3、議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算案（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

全体としては、賛成なんですけど 1 点、唐櫃の棧橋設置について反対をいたします。反対理由を述べます。

ほとんどの住民が知らない中で、1530 万円もの予算をかけて今この時期に行うような事業ではないということ。それから、地元漁協の要望でもない議案である。地元との協議が全くされていない。

科学的にいつになるか分からないアフターコロナのための GoTo キャンペーンであり、住民の理解は得られない。

それから、いつ、どこから、どのように豊島にやってくるか分からないレジャーボート観光客に対し、コロナ感染症対策が事前に十分にできていないということから、トラブルの危険性もあり、豊島住民の健康と命を守るという観点から今、実施することについては時期尚早だと考えるために反対をいたします。以上です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

賛成の立場から討論いたします。唐櫃浮棧橋補正予算案につきましては、閉会中の総務建設常任委員会に付託され、執行部より唐櫃漁港における利便性の向上、安全の確保、また今後の地元の要望にも対応可能との説明を受け、十分審議をいたし承認した予算案でありますので賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

例年、各地区から相当数の要望が出ているが予算の関係などで先送りにされている事業が多いです。そんな中で、当該地区住民から要望も出ていない事業を突然 1500 万円余りもかけ、設置することは優先順位の観点からも財源の観点からも疑問です。

また、平成 28 年から 6 年間の間で年間最大の係船数が 85 件、約月 7 件あり、このコロナ禍の今、必要不可欠な事業と思えず反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

賛成討論させていただきます。唐櫃の栈橋については、確かにまだ話し合う余地があるとは思いますが。

予算自体は賛成をいたしますが、今後進める上では唐櫃の漁協、地元と十分に協議をした上で、栈橋自体の有効活用を、例えば公募で使いたい方、買い取りたい方を募集したりとか、そういったことを地元と協議したりとか、いろんな可能性がたぶんあると思うんですね。そのあたりも含めてご検討いただけたらと思います。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 3 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 3 号 令和 3 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 6、議案第 5 号 土庄町過疎地域持続的発展計画について討論を行います。

す。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 7、議案第 6 号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 7 号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 8 号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の失効に伴う経過措置を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 10、議案第 9 号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 11、議案第 10 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 11 号 財産の処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、請願第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書の提出を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

7 番 濱野良一君。

○7 番（濱野良一君）

本請願は、去る 10 日、総務建設常任委員会に付託されて審議をいたしました。

そこでも発言をいたしました。議員必携にもあるように請願の採択にあたっては、願意が妥当であるか、実現の可能性はあるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等が判断の基準とされております。これがすべてではございませんけども、この請願により、個人的には治安維持法に関わることなどを調査することができました。少なからず、当時の惨状を知ることができ、事実を後世に伝えることは大切だと思っております。

しかしながら、これは国家による賠償という国政に関することで、国に対しても請願が多数出ておりますが、まだ審議されていない中で、地方議会が判断する範疇を超えていると思われまますので反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

治安維持法は平和と民主主義のために発言し、闘った人を弾圧し、言論封殺しました。破滅的な戦争へ導いた悪法であります。この歴史を決して繰り返さないためにも総括し、ドイツなど他の国々のように、わが国も治安維持法の犠牲者、その家族に謝罪と賠償するべきと考え、賛成します。私たち一人ひとり

が日本国民です。地方だからといって関係がないということはないと思います。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

賛成討論させていただきます。本請願についてはですね、意見書の内容の趣旨自体には賛成ですが、事実確認など議会の中でのまだ議論が不十分であると思いました。そのため、請願自体には反対の討論の立場でさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。茂木邦夫君は、賛成討論でいいんですね。

○1 番（茂木邦夫君）

反対討論です。

○議長（高橋正博君）

反対討論でいいんですね。

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

賛成討論をいたします。治安維持法は 1925 年（大正 14 年）に制定され、1928 年には最高刑死刑とする国民抑圧法となり、満州事変から太平洋戦争に至る 15 年戦争を進めるために、国民の批判を封じる役割を果たしてきました。敗戦によってこの法律が廃止されるまでの 20 年間、政党、労働組合、農民組合、宗教団体、さまざまな人が、数十万人の人々に逮捕が及びました。警察の拷問により、また獄中で獄死した人は千数百人に上ります。香川県では小説「二十四の瞳」の作者である壺井栄の夫である壺井繁治氏や農民運動の大林熊太、小作争議に関わる農民や弁護士など多数の犠牲者がいます。1938 年には 19 歳の辻村環さんが琴平署の拷問によって亡くなりました。

治安維持法の犠牲者は非国民とものしられ、その苦痛は家族、親族まで及びました。しかし彼ら、彼女らは非国民どころか国民の命を重んじ、侵略戦争に反対し、日本の将来を真剣に思い、行動した現在の日本国憲法の礎となった人たちです。ポツダム宣言の受諾により、治安維持法は反人道的、反民主的な法律として廃止されましたが、この法律によって有罪判決を受けた人々には「刑の言い渡しを受けざりしもの」と布告されただけで、犠牲者への国の謝罪や名

誉回復の措置も、そして刑事補償の償いも、日本政府はこれまで一切行っていない。ドイツやイタリア、アメリカやカナダ、韓国でも、ファシズムに対するこうした犠牲者に対しては、しっかりと戦争を二度と繰り返さないという立場、政治の過ちを認めた上で、謝罪等を行ってきております。日本弁護士会は 1993 年の人権擁護大会で「治安維持法の犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は深く評価されなければならない」「他の戦争被害補償に先んじて、補償されなければならない」と指摘しています。平和と民主主義の実現のために闘ってきた人々が被った弾圧と抑圧の犠牲に対し、国は真摯な謝罪と賠償をすみやかに行うべきだと日本共産党は考えます。以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋正博君）

他に討論はありませんか。

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号は、不採択とすることに決定いたしました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和３年９月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後３時２８分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（鈴木美香）

同議員（福本達雄）